

第72号

平成28年6月

生鮮EDI

- 平成28年度 通常総会の概要
- 白神山地の思い出
- わが国卸売市場とEDIの役割（第1回）
「卸売市場変容のトレース」
- 平成27年度 第2回先進事例見学会の概要



生鮮取引電子化推進協議会

「生鮮EDI」第72号 目次

	ページ
● 平成28年度 通常総会の概要	1
● 白神山地の思い出.....	24
生鮮取引電子化推進協議会 事務局長 織田 哲雄	
● 【連載】わが国卸売市場とEDIの役割（第1回） 「卸売市場変容のトレース」	33
卸売市場政策研究所 代表 細川 允史 氏	
● 平成27年度 第2回先進事例見学会の概要 福岡市中央卸売市場青果市場（ベジフルスタジアム）	43
● 巻末コラム.....	48
生鮮取引電子化推進協議会 事務局 田中 成児	
● 編集後記	

平成28年度 通常総会の概要

平成28年度通常総会を下記のとおり開催いたしましたので、その概要についてご報告いたします。

通常総会には、来賓として農林水産省 食料産業局 食品流通課 企画調査班の朝倉課長補佐、公益財団法人 食品流通構造改善促進機構から馬場会長にご臨席いただき、ご挨拶を賜りました。

規約により鈴木会長が議長となり、議事次第に基づき議案審議を行い、各議案とも原案通り承認されました。

なお、総会終了後、同会場において「我が国における生鮮流通の現状と今後の課題」と題して、株式会社 農経新聞 代表取締役社長 宮澤 信一 氏による特別講演会を開催いたしました。

■日 時：平成28年6月2日（木） 13：00～15：30

■会 場：コートヤード・マリオット銀座東武ホテル「芙蓉」
〒104-0061 東京都中央区銀座6-14-10

■次 第

第1部 通常総会（13:00～13:50）

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 来賓挨拶
4. 議長の選出
5. 議事録署名人の選出
6. 議 案
 - 第1号議案 平成27年度事業報告及び収支決算報告について
 - 第2号議案 平成27年度繰越金処分について
 - 第3号議案 平成28年度事業計画及び収支予算について
 - 第4号議案 役員の補欠選任について
 - 第5号議案 特定個人情報取扱規程について
 - 第6号議案 その他
7. 閉 会

< 休 憩 >（13：50～14：00）

第2部 講演会（14：00～15：30）

演 題：我が国における生鮮流通の現状と今後の課題
講 師：株式会社 農経新聞 代表取締役社長 宮澤 信一 氏

平成28年度 通常総会 会長挨拶

生鮮取引電子化推進協議会

会長 鈴木 邦之

(横浜丸中青果株式会社 取締役会長)

本日は会員の皆様にはご多忙のところ、生鮮取引電子化推進協議会平成28年度通常総会にご出席いただき有り難うございます。

また、農林水産省 食料産業局 食品流通課の朝倉課長補佐、並びに公益財団法人 食品流通構造改善促進機構の馬場会長のご臨席を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、最近における食品流通を巡る状況を見ますと、我が国経済社会が成熟期を迎え、今後少子高齢化がますます進むと見込まれること、また、情報のネットワーク化や経済社会のグローバル化が進んだことなどにより、食品流通の世界もかつてとは様変わりしてきていることは、皆様、既に、ご案内のとおりです。

特に、単身世帯の増加や女性の社会進出などに伴い、消費者の消費行動も大きく変化してきております。例えば、外食・中食などの「食の外部的化」が進む一方、安全安心な商品や、環境にも配慮した商品を求める傾向も一層強まっているように思われます。また、ネット社会となり、ネット通販による食品の購入も急速に増加するなど、新たな消費行動も顕著なものとなっております。

このように経済・社会とも大きく変化する時代の中で、食品産業・食品流通業には、その時々々の消費者ニーズに的確に対応していくことが求められているわけですが、農林水産省におきましては、「食品流通構造改善促進法に基づく第5次基本方針」などにおいて、「情報化の推進」を食品産業や食品流通業が今後取り組むべき課題の1つとして示しているところです。

このような中で、現在、日用雑貨、アパレル、医薬品、加工食品など業種横断的に流通BMSがEDI標準となってきました。今後、生鮮業界としてもこうした動きに適切に対応していく必要があります。当協議会の果たすべき役割もますます重要になっていると考えております。

このため、当協議会は、昨年度におきましては、生鮮取引電子化セミナーを全国5会場で開催するとともに、先進事例見学も2回実施したほか、会員相互の勉強会等への講師派遣、会報の発行などの事業を実施したところです。

さらに、食品産業と食品流通業にとって、本年度は、

- ・ 昨年11月のTPP（環太平洋パートナーシップ協定）の大筋合意を受けて、効率化と競

争力の強化が求められていることに加え、

- ・ 食品の新たな機能性表示や地理的表示など、国産農林水産物の品質やブランドをアピールする新たな制度がスタートするとともに、加工食品の原料原産地表示の義務付けが検討されており、これらの制度への対応を進める必要がある

といった状況にあり、これらの課題に円滑に対応するためにも、情報技術の活用が不可欠となっております。

このため、本年度は、こうした状況を踏まえて、**EDI**を推進するための諸活動を積極的に展開して参りたいと考えております。

本年度も、会員の皆様のご支援・ご協力をお願い申し上げ、簡単ではございますが、開会にあたっての私の挨拶とさせていただきます。



平成27年度 事業報告（案）
 （平成27年4月1日～平成28年3月31日）

1. 事業概要

平成27年度は、生鮮取引電子化セミナーを11月と3月に開催した。11月は「生鮮食品取引におけるEDIの普及に向けて！」というテーマで、流通BMSの導入状況や普及に向けての今後の取組について分かり易く解説するとともに、生鮮EDI取引における生鮮標準商品コードの具体的な活用事例等を紹介した。また、3月は「生鮮業界における標準EDI活用のはじまり！」をテーマとして、生鮮取引における流通BMSをはじめとするEDI導入による具体的な業務改善事例等を紹介するとともに、花き業界で始まった標準EDIシステムの取組状況等を報告した。

一方、会員向けの先進事例見学会を2回開催し、9月に神奈川県大和市の㈱グリーンメッセージ、3月には福岡市中央卸売市場青果市場（ベジフルスタジアム）を見学した。

加えて、会報「生鮮EDI」を4回発行するとともに、会員相互の勉強会等における講師派遣等についても4件の支援を行った。

2. 事業内容

（1）生鮮取引電子化セミナーの開催

会員及び関係団体等の協力を得て、11月に東京及び大阪の2会場、3月に東京、宮崎及び広島の3会場で、以下のとおりセミナーを開催した。なお、セミナー参加者は5会場を合計して143名だった。

◆セミナー開催状況

【開催日・会場・参加者数】

	開催日	会場	参加者数
東京	11月19日（木）	馬事畜産会館 2階会議室	34名
大阪	11月27日（金）	大阪市中央卸売市場本場 業務管理棟 16階大ホール	25名
東京	3月14日（月）	馬事畜産会館 2階会議室	41名
宮崎	3月18日（金）	ニューウェルシティ宮崎 1階アンジェラス	25名
広島	3月25日（金）	広島市中央卸売市場 中央市場 管理棟3階 大会議室	18名
		合計	143名

◆テーマ：生鮮食品取引におけるEDIの普及に向けて！

【プログラム：各会場共通】

時間	講演内容
14:00～14:10	主催者挨拶
14:10～15:00	流通BMSの現状及び普及に向けての今後の取組について 国分株式会社 情報システム部 部長 高波 圭介 氏
15:00～15:10	質疑応答
15:10～15:20	休憩
15:20～16:20	生鮮EDI取引における生鮮標準商品コード活用事例のご紹介 株式会社サイバーリンクス 流通クラウドサービス事業部 リテイル運用部 部長 三浦 明 氏
16:20～16:30	質疑応答
16:30	閉会

◆テーマ：生鮮業界における標準EDI活用のはじまり！

【プログラム：各会場共通】

時間	講演内容
13:30～13:40	主催者挨拶
13:40～14:30	生鮮業界におけるEDI活用事例のご紹介 株式会社ひむか流通ネットワーク 取締役統括部長 井口 博之 氏
14:30～14:40	質疑応答
14:40～14:50	休憩
14:50～15:50	卸売市場流通でのEDI標準化の取組みについて JFEエンジニアリング株式会社 流通システム事業部 事業推進グループ 次長 氏福 誠治 氏
15:50～16:00	質疑応答
16:00	閉会

なお、本セミナーにおいて、「食料品バリューチェーン構築支援事業（流通過程情報伝達促進事業）」（平成26年度農林水産省補助事業）で作成した「生鮮食品取引における流通BMS導入の手引き」をセミナー参加者全員に配布した。

第1号議案

(2) 先進事例の見学

先進事例見学会を、9月に神奈川県大和市の株式会社グリーンメッセージ、3月には福岡市中央卸売市場青果市場（ベジフルスタジアム）で、以下のとおり実施した。

【第1回】

見学先	株式会社グリーンメッセージ
実施日時	平成27年9月29日（火）13:30～15:30
参加者数	38名

（株）グリーンメッセージは、キューピー（株）と全国農業協同組合連合会の出資により設立された業務用サラダ野菜メーカーで、キューピーグループが培ってきた野菜加工技術と品質管理技術により、JA 全農の調達力を活かした産地・生産情報が明確で鮮度の高い国産野菜を使用して、サラダやサンドイッチ、その他のトッピング用などに洗わずにそのまま使える生食用野菜を提供している。そこで同社にご協力いただき、その最新の工場を見学させていただいた。



グリーンメッセージの入口正面玄関



当日の受講風景

グリーンメッセージの概要

本社所在地	神奈川県大和市下鶴間 2415
敷地面積	4,084 坪
延床面積	1,200 坪
生産能力	8,000 トン/年（製品ベース）
資本金	20 億円（キューピー：51%/全農：49%）
操業開始	2015 年 5 月
生産品目	業務用サラダ野菜
従業員数	約 100 名（パート含む）

【第2回】

見学先	福岡市中央卸売市場青果市場（ベジフルスタジアム）
実施日時	平成28年3月17日（木）10:00～12:00
参加者数	30名

福岡市中央卸売市場の青果部3市場（青果市場（博多区那珂）、西部市場（西区石丸）、東部市場（東区下原））が平成28年2月にアイランドシティ（博多湾埋立地）へ移転し、新青果市場（愛称：ベジフルスタジアム）として開場した。ベジフルスタジアムは、機能的な施設配置を考慮した、取引形態に合わせた施設区分になっており、場内物流の効率化と安全性を考えたコンパクトな施設であるとともに、食の安全性確保のためのコールドチェーンとして十分な機能も有している。そこで、同市場の(株)福岡物流様にご協力いただき、開場したばかりの新市場を見学させていただいた。



ベジフルスタジアムの外観



当日の受講風景

整備概要

所在地	福岡市東区みなと香椎3-1-1
敷地面積	150,000 m ² （用地費：約164億円）
延床面積	約103,000 m ² （卸売場：11,786 m ² ／仲卸売場：11,124 m ² ／買荷保管積込所：11,181 m ² ／冷蔵庫：8,750 m ² ／関連事業者店舗：約3,235 m ² ）
主体構造	卸売場西棟：鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）＋鉄骨造屋根2階建て 卸売場東棟：鉄筋コンクリート造（RC造）3階建て 青果市場会館：鉄筋コンクリート造（RC造）3階建て
建設費	約199億円（うち国交付金約67億円）
計画取扱高	年間30万トン
開場日	2016年2月12日（金）

(3) 会報の発行

機関誌「生鮮EDI」を4回(季刊)発行した。主な掲載内容は、以下のとおり。

<p>◆第68号(27年6月発行)</p> <ul style="list-style-type: none">・平成27年度 通常総会の概要・平成27年度 通常総会特別講演会 講演録【抄出版】 「食品流通に関する最新マーケティング事情『農業経営とブランド戦略』」・アメリカのニュース記事から—その4・連載 生鮮食品流通とEDI(第2回)「青果出荷者と卸間のEDI」
<p>◆第69号(27年9月発行)</p> <ul style="list-style-type: none">・アメリカのニュース記事から 「肥満遺伝子の発見で、新しい治療法が開発されるか？」・連載 生鮮食品流通とEDI(第3回)「水産物流通とEDI」・生鮮取引電子化セミナー講演録【抄出版】 「生鮮食品取引における流通BMSの導入について」・生鮮取引電子化セミナー講演録【抄出版】 「水産物取引における流通BMS導入実証事業の成果報告」・地理的表示法について
<p>◆第70号(27年12月発行)</p> <ul style="list-style-type: none">・アメリカのニュース記事から「誰と食事するかで食事量が変わる」・連載 生鮮食品流通とEDI(第4回)「小売業の生鮮EDI」・平成27年度 生鮮取引電子化セミナー講演録【抄出版】 「流通BMSの現状及び普及に向けての今後の取組について」・平成27年度 生鮮取引電子化セミナー開催状況・平成27年度 第1回先進事例見学会の概要「株式会社グリーンメッセージ」
<p>◆第71号(28年3月発行)</p> <ul style="list-style-type: none">・アメリカのニュース記事から 「ウォルマートの店舗閉鎖は新たなフード・デザートをつくる」・連載 生鮮食品流通とEDI(第5回)「軽減税率制度とEDI」・平成27年度 生鮮取引電子化セミナー講演録【抄出版】 「生鮮EDI取引における生鮮標準商品コード活用事例のご紹介」・消費税軽減税率(案)への対応について

(4) 講師派遣等協力

生鮮EDIに関する会員相互の勉強会のほか、会員の業界における関心事項についての講演会に対し、以下のとおり講師派遣費等の支援を行った。

【講師派遣等実績】

主催者	開催日時	開催場所	講師	研修内容 (講演テーマ)
一般社団法人 日本花き卸売市場協会	平成27年 4月3日(金)	岡山市	JFEエンジニアリング(株) 流通システム事業部 氏福 誠治 氏	花きEDI標準 今後の取り組み課題 および進め方
全国青果卸売協 同組合連合会	平成27年 7月28日(火)	札幌市	夕張市長 鈴木 直道 氏	ゆうぱり発 新たな価値の創出～次 世代へつなぐ持続 可能なまちへ～
公益社団法人 日本食肉市場卸 売協会	平成27年 8月26日(水)	東京都 千代田区	公益財団法人 日本食肉生産技術開発センター 専務理事 細見 孝夫 氏	HACCP をめぐる 現状と課題について
			農林水産省食料産業局 卸売市場室長 遠山 知秀 氏	卸売市場の将来方 向について
			公益社団法人 中央畜産会 副会長 南波 利明 氏	牛肉、豚肉の輸出関 連情報について
公益社団法人 日本食肉市場卸 売協会	平成28年 2月18日(木)	東京都 千代田区	日本ハム(株) 国内食肉事業部 部長 前田 文男 氏	国内食肉の消費を めぐる状況
			日本食肉輸出入協会 専務理事 岩間 達夫 氏	最近の食肉輸入を 巡る情勢
			全国焼肉協会 専務理事 且 有孝	焼肉業界から見た 最近の食肉消費の 動向

(5) 生鮮標準商品コードの維持管理業務

青果物流通情報処理協議会（青流協）が行ったベジフルコード更新に合わせ、平成27年4月（第25次）、平成27年10月（第26次）に青果標準商品コードのバージョンアップを行うとともに、関係業界において広く活用できるように、当協議会及び流通システム標準普及推進協議会のホームページ上に公開した。

第1号議案

3. 諸会議の開催

(1) 理事会

■日 時：平成27年6月5日（金） 11:30～12:30

■会 場：コートヤード・マリオット銀座東武ホテル「芙蓉」

■議事次第

1. 開会挨拶：生鮮取引電子化推進協議会 鈴木会長

2. 議 題

議題1 平成26年度事業報告及び収支決算報告

議題2 平成26年度収支差額の処分

議題3 平成27年度事業計画及び収支予算

議題4 役員の改選

議題5 組織・経理規程の一部変更

議題6 その他

3. 閉 会

(2) 通常総会

■日 時：平成27年6月5日（金） 13:00～15:30

■会 場：コートヤード・マリオット銀座東武ホテル「桜（A）」

第1部 総 会（13:00～13:50）

■議事次第

1. 開会挨拶：生鮮取引電子化推進協議会 鈴木会長

2. 来賓挨拶：農林水産省食料産業局食品製造卸売課 大豆生田食料産業調査官
公益財団法人食品流通構造改善促進機構 馬場会長

3. 議 案

第1号議案 平成26年度事業報告及び収支決算報告

第2号議案 平成26年度収支差額の処分

第3号議案 平成27年度事業計画及び収支予算

第4号議案 役員の改選

第5号議案 組織・経理規程の一部変更

第6号議案 その他

4. 閉 会

第2部 講演会（14：00～15：30）

演題：食品流通に関する最新マーケティング事情「農業経営とブランド戦略」

講師：公益財団法人 流通経済研究所 理事長

昭和女子大学 現代ビジネス研究所 特命教授 上原 征彦 氏

(3) 企画運営委員会

【第1回】

日 時：平成27年5月26日（火）14：00～16：00

会 場：馬事畜産会館 2階第4会議室

議 題

1. 平成26年度 事業報告（案）および収支決算（案）
2. 平成27年度 事業計画（案）および収支予算（案）
3. 経理規程の変更について
4. その他（報告事項等）

(4) 監事監査

日 時：平成27年5月25日（月）10：30～11：30

会 場：公益財団法人 食品流通構造改善促進機構 会議室

平成27年度 収支決算(案)

(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

(単位:円)

区 分	予 算 額	決 算 額	増△減額	備 考
I 収入の部				
1. 会費収入	7,640,000	7,040,000	△ 600,000	正会員:66 賛助会員:8
2. 事業収入	0	140,000	140,000	先進事例見学会参加費
3. 補助金収入	0	0	0	
4. 利子収入	2,000	1,849	△ 151	
5. 前年度繰越金	10,189,000	10,188,637	△ 363	
収入合計	17,831,000	17,370,486	△ 460,514	
II 支出の部				
1. セミナー開催費	1,200,000	1,231,607	31,607	5回開催
2. 先進事例視察費	500,000	243,015	△ 256,985	2ヶ所
3. 会報発行費	800,000	872,624	72,624	4回発行
4. 資料発送費	100,000	76,039	△ 23,961	
5. EDI普及資料作成費	500,000	0	△ 500,000	
6. 講師派遣等協力費	1,000,000	243,987	△ 756,013	4件
7. 会議開催費	700,000	615,915	△ 84,085	総会、理事会、監事監査 企画運営委員会1回
8. コード維持管理費	100,000	0	△ 100,000	品目別専門委員会開催 なし
9. 雑役務費	5,500,000	4,704,200	△ 795,800	賃金、消耗品等
10. 補助事業費	0	0	0	
11. 予備費	7,431,000	0	△ 7,431,000	
支出合計	17,831,000	7,987,387	△ 9,843,613	
12. 次期繰越額	0	9,383,099	9,383,099	
総 合 計	17,831,000	17,370,486	△ 460,514	

監 査 報 告 書

平成27年度の生鮮取引電子化推進協議会事業報告書、決算報告書の提出を受け、監査いたしました。諸帳簿、証拠書類等いずれも適正に処理されており、かつ、次期繰越金額についても妥当と認めるので、ここに報告します。

平成28年5月12日

生鮮取引電子化推進協議会

監事 皆川文雄 

監事 椋田高義 

繰越金処分(案)

当期処分繰越金 9,383,099円

これを次のとおり処分する。

次期繰越金 9,383,099円

平成28年度 事業計画（案）
（平成28年4月1日～平成29年3月31日）

1. 事業方針

我が国の食品流通業界においては、来年4月に予定されている消費税率引上げに伴う軽減税率制度の導入時期が迫っている中で、同制度への対応準備を適切に進めることが喫緊の課題となっている。また、食品の新たな機能性表示や地理的表示など、国産農林水産物等の品質やブランドをアピールする新しい制度が始まるとともに、加工食品の原料原産地表示の義務付けも検討されており、これらの状況に円滑に対応するためにも、情報技術の活用は不可欠なものとなっている。

当協議会は、こうした状況に対処し、引き続き生鮮EDI及び生鮮標準商品コードの普及推進に努め、特に遅れが指摘されている生鮮業界の情報化を強力に推進していく必要がある。

このため、本年度においても、正会員及び賛助会員と共に連携しながら、以下に掲げる事業計画に基づく諸活動に積極的に取り組むものとする。

2. 事業計画

（1）生鮮取引電子化セミナー等の開催

生鮮EDIを中心に、生鮮流通の効率化に資するテーマにより、セミナーを全国（6地区程度）で開催し、会員を中心とする生鮮流通業界への啓発を推進する。その際、今年11月7日に開場を予定している豊洲新市場については、業界関係者の関心が高いことから、課題テーマに取り上げる。

開催時期	開催地区	課題テーマ
平成28年11月	全国3会場程度	・流通BMS ・物流効率化
平成29年3月	全国3会場程度	・豊洲新市場の概要 ・生鮮標準商品コード ・その他

（2）先進事例見学

生鮮流通の効率化に関する先進事例について、見学・勉強会を開催する（2ヶ所）。

◆見学先候補

- ・国分西東京総合センター（東京都昭島市）
- ・東京都中央卸売市場豊洲市場（東京都江東区）
- ・日本生活協同組合連合会 商品検査センター（埼玉県蕨市）

第3号議案

(3) 会報「生鮮EDI」の発行（4回）

協議会の活動連絡、EDI導入事例の紹介、流通BMSの導入・普及動向等、生鮮EDIの普及・推進に必要な情報を提供するため、会報「生鮮EDI」を四半期ごとに発行する。なお、今年度は、卸売市場政策研究所代表の細川允史氏（当協議会の特別会員）の連載（4回）を掲載する。

(4) EDI普及資料の作成、配布

情報提供として、先進的な技術・EDI導入事例など取引電子化等に関する参考資料等を作成し、会員に配布する。

(5) 講師派遣等協力

生鮮EDIに関する会員相互の勉強会等をはじめ、会員の業界における関心事項をテーマとする講演会等に対し、講師派遣費や会議費等の支援を行う。

(6) 生鮮標準商品コードの維持管理業務

流通システム標準化事業で整備した生鮮標準商品コードについては、流通システム標準普及推進協議会（流通BMS協議会）と協力して、その維持管理業務を行うこととし、ユーザーのリクエストに適宜対応していくことにより、更なる普及推進に努める。

(7) その他

協議会のホームページについて、より見易くかつ使い易いように見直しを行う。また、ホームページやメール等を活用して、会員に対して有用な情報の積極的な提供を行う。なお、EDI導入について、今年度は中小企業を対象とした消費税軽減税率対策補助金という国の支援制度が利用できるため、この制度を分かり易く説明して利用を促すことで、生鮮業界におけるEDIの普及推進を図る。

平成28年度 収支予算(案)
(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

(単位:千円)

区 分	前 年 度 予 算 額	平成28年度 予 算 額	対前年度 増 △減	備 考
I 収入の部				
1. 会費収入	7,640	6,940	△ 700	正会員 66 賛助会員 8
2. 事業収入	0	0	0	
3. 補助金収入	0	0	0	
4. 利子収入	2	2	0	
5. 前年度繰越金	10,189	9,383	△ 806	
収入合計	17,831	16,325	△ 1,506	
II 支出の部				
1. セミナー開催費	1,200	1,800	600	6回開催
2. 先進事例視察費	500	600	100	2カ所
3. 会報発行費	800	800	0	4回発行
4. 資料発送費	100	100	0	会報他
5. EDI普及資料作成費	500	500	0	ホームページ改修費他
6. 講師派遣等協力費	1,000	1,000	0	10件
7. 会議開催費	700	700	0	理事会、総会 企画運営委員会
8. コード維持管理費	100	100	0	品目別専門委員会
9. 雑役務費	5,500	4,000	△ 1,500	
10. 補助事業費	0	0	0	
11. 予備費	7,431	6,725	△ 706	
支出合計	17,831	16,325	△ 1,506	

役員（副会長）の補欠選任について（案）

1. 役員（副会長）の補欠選任者

選任者	前任者
田窪 均 氏 (キューピー株式会社 広報部長)	森 佳光 氏
堀田 由人 氏 (全国農業協同組合連合会 園芸総合対策部 次長)	篠原 稔 氏

(注) 任期は前任者の残任期間（平成29年度通常総会開催日まで）とする。

2. 役員（理事）の補欠選任者

選任者	前任者
村尾 芳久 氏 (一般社団法人新日本スーパーマーケット協会 事務局次長 兼 事業本部長)	尾池 稔 氏

(注) 任期は前任者の残任期間（平成29年度通常総会開催日まで）とする。

3. 役員（監事）の補欠選任者

選任者	前任者
小松崎 眞 氏 (一般社団法人日本外食品流通協会 専務理事)	椋田 高義 氏

(注) 任期は前任者の残任期間（平成29年度通常総会開催日まで）とする。

退会に伴う役員（理事）の退任

団体・役職名	氏名
公益財団法人日本食肉流通センター 常務理事	沖 浩幸 氏
日本花き取引コード普及促進協議会 企画調査部長	西岸 芳雄 氏

平成28年度 役員名簿（案）

会 長

鈴木 邦之 横浜丸中青果株式会社 取締役会長

副会長

井上 毅 一般社団法人日本ボランティア・チェーン協会 会長
 佐々木 成英 東京青果株式会社 情報システム部長
 堀田 由人 全国農業協同組合連合会 園芸総合対策部 次長
 鈴木 剛 日本生活協同組合連合会 コープ情報システム株式会社 代表取締役社長
 関本 吉成 東都水産株式会社 代表取締役社長
 田窪 均 キューピー株式会社 広報部長

理 事

伊藤 静雄 全国青果卸売協同組合連合会 専務理事
 村尾 芳久 一般社団法人新日本スーパーマーケット協会 事務局次長 兼 事業本部長
 茅沼 茂實 一般社団法人全国中央市場青果卸売協会 専務理事
 高島 泉 一般社団法人全国水産卸協会 専務理事
 長岡 英典 一般社団法人大日本水産会 常務理事
 中野 健一 全国水産物商業協同組合連合会 専務理事
 三浦 秀樹 全国漁業協同組合連合会 水産物消費拡大対策部長
 山田 啓二 全国青果物商業協同組合連合会 専務理事
 横田 一利 一般社団法人日本花き卸売市場協会 常務理事

監 事

皆川 文雄 一般社団法人全国青果卸売市場協会 専務理事
 小松崎 眞 一般社団法人日本外食品流通協会 専務理事

（順不同、敬称略）

生鮮取引電子化推進協議会 特定個人情報取扱規程（案）

第1章 総 則

（目 的）

第1条 この規程は、生鮮取引電子化推進協議会（以下「協議会」という。）における個人番号及び特定個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定 義）

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

（1）「個人番号」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第7条第1項又は第2項の規定により住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。

（2）「特定個人情報」とは、個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

2 この規程における用語は、特段の定めのない限り、番号法その他の関係法令の定めるところによる。

（特定個人情報を取り扱う事務の範囲）

第3条 協議会が特定個人情報を取り扱う事務の範囲は、役職員以外の個人（以下「第三者」という。）に係る報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書作成事務とする。

（協議会の責務）

第4条 協議会は、番号法その他の個人情報保護に関する法令及びガイドラインを遵守するとともに、実施するあらゆる事業を通じて特定個人情報の保護に努めるものとする。

第2章 個人番号の取得

（個人番号の利用目的）

第5条 協議会が取得する個人番号の利用目的は、第3条に規定する特定個人情報を取り扱う事務の範囲内とする。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第6条 協議会は、個人番号を取得する場合は、あらかじめその利用目的を明らかにした文書を交付又は送付する方法により利用目的を通知するものとする。

(取得の制限)

第7条 協議会は、第3条に定める事務を処理する必要がある場合を除き、個人番号の提供を求めないものとする。

(本人確認)

第8条 協議会は、本人又はその代理人から個人番号の提供を受けるときは、番号法第16条の規定に従い、本人確認を行うものとする。

第3章 特定個人情報の利用、保管及び廃棄

(特定個人情報の利用制限)

第9条 協議会は、第3条により規定された利用目的の範囲内でのみ特定個人情報を利用するものとする。

(特定個人情報の保管及び廃棄)

第10条 協議会は、取得した個人番号を含む特定個人情報を、関係法令の保存期間に関する定めに従って適正に保管するとともに、当該個人番号を利用する必要がなくなった場合は、速やかに廃棄するものとする。

第4章 安全管理措置

(安全管理措置)

第11条 協議会は、特定個人情報を保護するため、以下の組織的・人的安全管理措置及び技術的・物理的安全管理措置を講じるものとする。

(組織的・人的安全管理措置)

第12条 協議会は、会長が指名する者を事務取扱担当者（特定個人情報を取り扱う事務に従事する者をいう。以下同じ。）とするとともに、事務担当者が複数いる場合は、そのうちの一人を事務取扱責任者とする。

2 事務取扱担当者は、特定個人情報の保護に十分な注意を払ってその業務を行うものとする。

第5号議案

- 3 事務取扱担当者は、特定個人情報の入手・廃棄日、源泉徴収票及び支払調書の作成日、本人への公布日、税務署等への提出日等の取扱状況を記録し、保存するものとする。
- 4 協議会は、特定個人情報が適正に取り扱われるよう事務取扱担当者に対して必要かつ適切な監督を行う総括事務取扱責任者を置くこととし、事務局長を総括事務取扱責任者とする。
- 5 総括事務取扱責任者は、特定個人情報の取扱状況を把握し、必要に応じて安全管理措置の改善を図る。

(技術的・物理的安全管理措置)

- 第13条 協議会は、特定個人情報を取り扱う機器を特定するとともに、アクセス制御等を実施し、事務取扱担当者が当該機器を厳重に管理するものとする。
- 2 協議会は、特定個人情報を取り扱う機器をインターネットに接続しないものとする。
 - 3 協議会は、特定個人情報を記載した書類を施錠できるキャビネット、書庫等に保管するものとする。

第5章 雑 則

(細 則)

- 第14条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年6月2日から実施する。

事務局長の交代（報告事項）

（旧）公益財団法人 食品流通構造改善促進機構 前専務理事 新木 雅之

（新） 同 専務理事 織田 哲雄

白神山地の思い出

生鮮取引電子化推進協議会

事務局長 織田 哲雄

1 はじめに

このたび、新木前事務局長の後を受けて、当協議会の事務局長を仰せつかりました。どうぞよろしくお願いいたします。

会員の皆様とは初めてですので、簡単な自己紹介をさせていただきます。

出身地は愛知県豊川市で、昭和51年4月に農林省（当時）に入省し、食品流通局、水産庁、畜産局、国際部、林野庁、統計情報、農協等検査など部局に勤務し、また、東海農政局（名古屋）、二ツ井営林署（秋田）、四国森林管理局（高知）、島根県庁（松江）や特殊法人農畜産業振興事業団（当時）や独立行政法人緑資源機構（当時）等の組織・地方にも勤務する機会も得て参りました。平成20年7月に同省を退職し、同年8月以降は一般財団法人畜産環境整備機構に常務理事として勤務しておりましたが、今般、公益財団法人食品流通構造改善促進機構の専務理事に選任いただき、当協議会の事務局長を仰せつかった次第です。

以上のように、様々な部局、地域に勤務し、そのいずれにも思い出がありますが、今回は、署長として勤務した二ツ井営林署時代の思い出の一つである、白神山地を歩き抜いた時のことをお話しさせていただきます。

2 ニツ井営林署に勤務

私が、署長として勤務した営林署（現在は、「森林管理署」という名称に変わっています。）は、秋田営林局（当時）の二ツ井営林署です。二ツ井町は、秋田県北部に位置し、米代川に臨む人口約1万人の小さな町でしたが、二ツ井営林署は、国有林の世界では結構名の通った署でした（なお、平成の大合併により、二ツ井町は能代市の一部となっています。）。米代川が町の中央を流れていますが、米代川流域は我が国有数の国有林地域で、現在は2森林管理署となっていますが、当時は12の営林署が、それぞれ1市町村1営林署といった感じで設置されていました。ただ、二ツ井営林署に関しては、数次にわたる市町村合併の結果、その管轄区域と市町村区域にはズレがあり、二ツ井町の半分と隣町である藤里町の半分が管轄区域となっていました（二ツ井町と藤里町の残る半分は、それぞれ能代営林署と藤里営林署の管轄区域）。

秋田と言えば秋田杉、それも日本三大美木の1つである天然秋田杉で有名です。二ツ井町も昔は、良質の天然秋田杉の産地だったところで、町には、製材所をはじめ、家具や樽丸等の木工加工業者などの木材関連業者が数多く存在する木材の町でしたが、いかんせん、天然秋田杉の生産量が激減してしまったため、関係者の必死の努力にもかかわらず、かつての賑わいは昔

話の世界になっている感は否めませんでした。そんな二ツ井町に置かれていた営林署に、昭和60年8月から62年7月までの2年間勤務いたしました。

二ツ井営林署には、着任当時、現場作業員を含めて、約180名の職員がいました。職員の高齢化は既に相当進んでいて、ほとんどが50代で、40代が数名という年齢構成でしたので、当時30代前半だった私は、突出して若かったのですが、若くても署長ですから、年配の職員には戸惑いがあったかもしれません。

3 白神山地と青秋林道、そしてK氏

私は、営林署長になるまで林野庁での勤務経験がなく、初めての林野庁勤務がいきなり現場となったわけですが、元々が田舎育ちであり、小学生から高校生までの間は、実家の山林で植林や下草刈り、除伐、枝打ちなどを手伝われた経験がありました。当然のことながら、そんな経験だけで営林署長が務まるはずもありませんが、営林署長の内示をいただいたときは、親近感めいた感覚が湧いたものです。しかし、林野庁からすれば、「そんな素人では」ということだったのだと思いますが、赴任するまでの間に、国有林の経営担当課の課長補佐の方から、国有林についての基礎知識を教え込まれましたが、その際、二ツ井営林署には、署固有の課題として、白神山地と青秋林道という問題があるとわれ、その経緯や現状等についての説明を受けたのです。また、環境庁（当時）に出向していた同期の者からも「青秋林道の件、よろしく頼むよ」とも言われたのですが、お恥ずかしい話ですが、私は農林水産省に勤務していながら、それまで白神山地も青秋林道も知らず、一夜漬け的に叩き込まれた後も、後から思えば、問題の重大さを十分認識するには至っていませんでした。

世界自然遺産である白神山地については皆さんよくご存知だと思いますが、青秋林道はご存知ではない方もいらっしゃるかと思います。青秋林道は、秋田県の日本海側に位置する八森町（当時）から青森県西目屋村を結ぶ約30kmの林道として昭和57年に計画されたものです。青森県と秋田県の県境をなしている山地の峰越し林道で、私が着任した時は、工事は中断中でしたが、既に秋田県内の区間は整備済みで、さらに青森県内に延ばしていこうとしている段階でした。その青秋林道は、白神山地の中を通る計画となっていたため、ブナ林を守ろうと青秋林道建設反対運動が起き、マスコミにも取り上げられるようになったこともあり、私が営林署長に着任した頃には、青秋林道は全国的にも注目される程の大きな問題となっていたわけです。反対運動の主張は、要約すれば、「ブナ林は、かつては北日本に広く広がっていたが、伐採され続けた結果、今では手つかずのまま、まとまって残っているのは白神山地だけである。そのような貴重なブナ林は後世に残すべきである。また、白神山地では、我が国では北海道にのみ生息するとされていたクマゲラ（天然記念物で絶滅危惧種。キツツキの仲間）の生息が最近になって確認されており、クマゲラの生息南限地である。クマゲラを保護するためにも、生息地である白神山地のブナ林を守るべきである」ということだったと思います。

なお、白神山地は青森県にあると思っている人も多いかと思いますが、実は、青森県と秋田県にまたがって広がっています。後年、白神山地は世界自然遺産として登録されましたが、世

界自然遺産として登録された区域は約17千 ha で、そのうち青森県側が約13千 ha、秋田県側が約4千 ha となっており、当時の営林署の管轄区域からすると、青森県区域は3営林署、秋田県区域は1営林署の計4営林署が管轄していました。その秋田県の1営林署が二ツ井営林署だったわけです。

春秋林道は、東京で想像していた以上の大きな問題となっていました。取材に訪れるマスコミ関係者も多く、また、自然保護団体等だけでなく作家等も加わって建設反対運動が続けられていました。その中の何人かの人達とはお会いすることもありましたが、私としては、やはり管内の藤里町在住の K 氏を忘れることができません。K 氏は、藤里町で写真店を営んでいましたが、春秋林道の建設計画が持ち上がった時、藤里町のブナ林が影響を受けるとしてその建設に反対し、「白神山地のブナ原生林を守る会」を結成するとともに、その理事長として秋田県での建設反対運動の中心となっていた人でした。この場合の「白神山地のブナ林」は専ら二ツ井営林署管内のブナ林を指していましたから、営林署長として K 氏と話し合いをする機会が何度かありました。春秋林道の建設については立場が全く異なる者同士だったわけですが、K 氏は、少なくとも私がお会いした限りでは、春秋林道を計画した林野庁や秋田県庁等を大声で罵倒したり、机をたたきながら自己の主張を言い立てるということはなく、落ち着いて自身の考えを述べるといった感じで、いわゆる「反対運動の闘士」というイメージとは異なっていました。K 氏は、「営林署にお願いしたいことは、これまでに植林したところは、苦勞して植え、育ててきたわけですから、これからも大事に育て、立派な森にして下さい。ただ、残ったブナ林をこれ以上伐採するようなことは止めてください」と繰り返し、自然保護運動家と言われる人達の一部に見られるように、林野庁が戦後進めてきた植林政策は誤りだと声高に批判することはない、ましてや森林の手入れを自然破壊だと決めつけるような短絡的な主張をすることもありませんでした。

実は、春秋林道のルートは、当初は藤里町を通過することとなっていました。私が営林署長に着任した時には、藤里町を経過せずに八森町から直接青森県内に入るルートに変更されていました。春秋林道が藤里町のブナ林へ及ぼす影響という点では、ルート変更前とは事情が変わっていましたから、私に対する K 氏の発言にも、そのような事情の変化が影響していたかもしれません。実際のところ、ルートが変更されたことで、春秋林道の建設反対運動は、秋田県より青森県で激しくなっていたようにも思いますし、春秋林道の建設中止がルート変更後であったこともあってか、青森県の人達の中には、建設中止は青森県での活動の成果であり、K 氏の活動は過大評価されているとする声があるとも聞いたことがあります。

しかし、早い段階から白神山地のブナ林保護を訴えてきた K 氏の熱心な活動自体は、やはり評価されてしかるべきであろうと私は思います。青森県の建設反対運動も K 氏の活動に触発された面があったとみることもできるかもしれません。その後、K 氏は、昭和61年に、文化活動に著しく貢献した人に授与される吉川英治文化賞を受賞され、平成26年には、長年にわたる自然環境の保全と普及啓発活動に対して、環境大臣から自然環境功労者として表彰され

ていますが、現在のように白神山地が貴重なものと広く認識されるに至ったことに K 氏の活動が大きく影響を及ぼしたことは間違いのないことと思います。

その後、私が二ツ井営林署を離れた後のことになりますが、春秋林道は平成元年4月に建設中止が決定され、また、白神山地は平成5年12月に、我が国の世界遺産第1号として、屋久島とともにユネスコにより世界自然遺産に登録されました。これにより、白神山地は、ブナの原生林として、その知名度は一躍全国区のものとなり、同時にユネスコの世界遺産制度に対する認識も広がったことは、ご存知のとおりです。

4 白神山地（粕毛川源流域）を歩き抜く

白神山地だ、春秋林道だとマスコミ等で取り上げられ、その取材に訪れる者の対応にも追われることもしばしばあったにもかかわらず、私はもちろん、当時の二ツ井営林署の職員にも、管内の白神山地区域に立ち入ったことのある者はいませんでした。だれもが遠景として白神山地を見ていただけだったのです。

しかし、社会的に大きな問題となり、注目もされている白神山地の森林の状況を直接には見ていないということは、白神山地を管轄する営林署としていかなものかと署内で話し合い、その結果、一度、管内の白神山地に入り、白神山地を横断しながらブナ林の様子などを見てみようということとなりました。管内の白神山地を歩き抜き、踏破することとしたのです。なお、二ツ井営林署管内の白神山地は、米代川の支流である粕毛川が同区域から流れ出ていることから、「粕毛川源流域」と呼ばれていました。

踏破すると言っても、原生林と言われている白神山地ですから、林道はもちろん、作業道も通っていません。そんな森の中を、しかも相当程度に急峻な山地を歩き続けることとなりますから、踏破する時期、コース等を慎重に決める必要がありました。検討の結果、踏破の時期は、気候条件の良い10月とすることとしました。ご存知かと思いますが、ブナ林は雪解け後に若葉が芽吹いた頃が最も美しい時期です。新緑はどの木のものであっても心地よいものですが、ブナの新緑は、若葉の黄緑色になんとも言えないものがあり、折り重なった若葉が太陽の光を受けて輝いている様はとても美しく、白神山地を紹介するガイドブック等には、新緑の頃のブナ林の写真が必ず載っているはずで、新緑のブナ林は、白神山地の代表的な景色です。しかし、新緑の頃は、ブナ林の奥地には残雪もある上、雪解け水で川の水は冷たく、しかも増水していますから、入山には危険性の高い時期です。余談ながら、私の署長在職中にも、管内の白神山地に入山した県外の人が増水した雪解け水に流されて死亡する事故が起きています。

踏破するコースは、白神山地（粕毛川源流域）の西端にあたる、春秋林道の既開設区間の最終地点（八森町と藤里町の境界地）をスタート地点とし、そこから粕毛川源流域を横断して、粕毛川源流域の東端にあたる、二ツ井営林署管内で最も奥地の林道をゴール地点としました。踏破距離は、地図上の直線距離では15kmくらいだったと思います。道など全くない森の中を歩くのですから、実際の踏破距離は一体どのくらいとなるのか分かりませんでしたが、ともかく1泊2日で粕毛川源流域を歩き抜くこととしました。メンバーは森林管理業務の担当部署の3名

(課長、係長、出先機関である担当区の主任) と私の4名と決めました。

そして第1日目。スタート地点までは営林署の車で向かいました。スタート地点までは舗装道路ですし、それまでもマスコミ関係者等を案内して何度も足を運んでいた場所でしたので、特段の苦労も感慨もなく到着しました。時刻は午前9時くらいだったと思います。スタート地点は、それまで何度も訪れた場所であり、目にするブナ林もマスコミ関係者等に幾度となく説明を行ってきたものではありませんでしたが、いよいよその森の中に足を踏み入れるのだという思いで改めて粕毛川源流域のブナ林を眺望してみると、緑豊かな森であることよりも山々が極めて急峻であることを強く感じました。粕毛川源流域は山地といっても、全体が谷なのです。なお、私たちは、スタート地点とした場所を普段から「お立ち台」と呼んでいました。峰にあるお立ち台は、白神山地のブナ林を鳥瞰するのに最適の場所となっていたからです。取材等で訪れたマスコミ関係者等も全員がお立ち台に立って眼下に広がるブナ林の樹海を眺めました。お立ち台から見たブナ林の鳥瞰写真も白神山地のガイドブック等の多くに載っています。

スタート地点の標高は正確には覚えていないのですが、すぐ近くの二ツ森(岳)の標高が1,086mであり、二ツ森に登頂した際の感覚から逆算すると、800~900m程度ではなかったかと思います。そこから粕毛川に向かって一気に標高は下がっているため、山の斜面は極めて急で、崖といっても良いと感じるほどでした。そのため、粕毛川に向かって下るのではなく、比較的なだらかな斜面を選びつつ、東方向に流れる粕毛川に沿って山腹を東に移動しつつ少しずつゴール地点に向かって山を下るように進むこととしたのですが、いざブナ林に入ってみると、標高が高いこともあって、ブナ以外の低灌木等が生い茂ることはないため、行方を遮られるということではなかったのですが、お立ち台で感じた以上の急傾斜で、足場を確認しながら1歩ずつ進まないかと転がり落ちそうな状態でした。正直、歩き進むことだけで精いっぱい、歩きながら木々を見上げたり、周囲を見渡してブナ林の様子を観察する余裕などありませんでした。いきおい、時々歩みを止めては、足を踏ん張りつつブナ林の様子を観察し、また歩くということを繰り返しつつ、少しずつ進んで行ったのですが、やはり、距離的にはあまり進むことはできません。そのため、このまま山腹を進むのでは時間がかかりすぎ、予定通りに2日間でゴールすることができなくなりそうだということで、川沿いなら少しは傾斜が緩やかであろうから、無理をしても粕毛川まで下り、そこから粕毛川に沿って川岸を進むことにしようと、ルートを変更することとしました。

急斜面を滑らないように気を付けながら粕毛川に向かって山を下がっていきましたが、沢にぶつかったことから、その沢に沿いながら下がっていきました。しかし、沢の水量は、下るにつれてどんどん増えていき、源流部という言葉から想像するような、チョロチョロした流れなどでは全くありませんでした。それでも、後から思えば、やはり「沢」でした。山の斜面や沢の岩で足を滑らすことはあっても、沢の水にはあまり濡れることなく粕毛川まで下がりました。しかし、沢が粕毛川に合流すると、水量も一気に増え、急流といった感じになっていきました。その粕毛川に沿って進むこととしたのですが、案に相違して、川沿いも決して傾斜が緩

やかではなく、ブナ林の中を歩くことはもちろん、川に入らなければ先に進めない箇所ばかりという有様でした。川に入って進むといっても、最初は「膝までは濡れても仕方ないか」などと思ったのですが、すぐに、腰まで水に浸かり、最後は胸のところまで浸かりながら、荷物を濡らさないように頭に載せ、あるいは高く掲げて進むという具合になってきました。もう衣服が濡れることなど気にしていられなくなっていました。雪解け時期でも梅雨時期でもなく、しかも源流部だというのに、川の水量の多さは驚くばかりで、ブナ林は「天然の水がめ」とか「緑のダム」と言われていますが、まさにその通りであることを実感させられました。着衣のまま川の中を泳ぐようにして歩き続けることは、体力的には相当きついものがあり、メンバーの口数も減り、黙々と川底の足場を確認しつつ足を運ぶといった感じになったのは当然のことです。

川の流れも急で、河原のようなところは全くなかったのですが、それでも、時々川沿いに比較的なだらかな場所が現れればそこに這い上がり、その周辺のブナ林の様子を観察するということを繰り返しました。その日見た限りでは、粕毛川の周辺も山の中腹部もブナ林が原生林らしく広がっているという印象で、風倒木もあれば、その後に生えてきた若木もあり、もちろん樹齢を重ねた大木もありという状況で、それらの木々が大きく枝を拡げていました。クマゲラを観察できるかどうかに関心事でしたが、やはり天然記念物であり絶滅危惧種でもあるクマゲラを目にすることは全くなく、予想通りの結果でした。もっとも、ブナの木に開けられた営巣穴は数か所目にしました。ただ、私たちの目では、その営巣穴がクマゲラのものなのかアカゲラのものなのか、それともそれ以外の鳥のものなのか判断はつきませんでした。また、営林署の人間としては、木に穴をあける鳥は害鳥ということとなります。穴の開けられたブナの大木を見ては、「勿体ないあなあ」と思ったことも正直に認めざるを得ません。

こうして、川の中を泳ぎ歩き続け、ずぶ濡れになりながら、夕方には野営地に着きました。野営地に着いたと言っても、当初から予定していた野営地があったわけではなく、踏破コースの半分辺りで野営しようという程度の考えでいましたから、夕方（午後5時過ぎだったと思います。）になり、辺りが暗くなってきたので、少しなだらかな場所を見つけ、そこに野営しようと思ったにすぎません。当時は携帯電話もなく、ましてや今のようにスマートフォンで位置を確認するという事など想像もできない頃のことです。自分たちが野営しようとしている場所がどの辺りなのか分かるはずもなく、遠くに見える山々の峰の具合や歩いてきたと思われるコースを辿りながら、管内地図（林班図という森林の戸籍図のようなもの）で「おそらくこの辺りであろう」と見当をつけるしかありません。相当歩いたと思うのですが、見当をつけた場所だとすれば、疲労感の割には距離的にはあまり進んでいませんでした。

4名のメンバーの中で私が最も若く、あとの3名は全員50代でしたが、私が山歩きに慣れていないと思われたのか、あるいは署長だからということであったのか、テント等は他のメンバーが分担して持ってくれたため（もちろん、私も荷物を均等に分担して担ぐことを主張しましたが）、私の荷物が最も軽量であったのですが、それにもかかわらず、疲労感だけは一人前だったようで、キャンプの経験もゼロに等しい私も、寝袋に入れば、枕などなくても、また背中にゴツゴツと石が当たろうと、直ぐに寝入ってしまいました。

2日目は、粕毛川に沿って進むこととしました。やはり私以外のメンバーも疲れており、一晩寝たからと言って十分に体力が回復している状態ではなく、急峻な山を強引に上がっていくことは危険だと思われましたし、1日目は距離的にそれほど進んでいないため、少し急ぐ必要もありました。川を下るにつれて水嵩は益々増してきました。1日目と同様、川の中を泳ぐようにして歩くしかないのですが、それでも川岸には比較的なだらかな場所が1日目よりは所々に現れるようになってきました。そうした場所に上陸し、ブナ林の状態を観察したのですが、やはり、クマゲラを目にすることはありませんでした。また、2日目のコースの周辺になると、粕毛川の川伝いに奥地まで入ってくることが可能であったのか、場所によっては、ブナ林に伐採木の切り株と思われるものが見られ、また、その近くには、人の手によって掘ったり土や石が積まれたらしき痕跡があったりもしました。本活的な調査をしたわけではありませんので、もちろん断言はできませんが、見た限りでは、「その昔に炭焼きが行われたのではないか」ということがその場で一応の結論でした。同時に、それらを目にしながらか、白神山地を「人の手が一切加わっていない原生林」ということは正確ではないのではないかという気もしました。もちろん、人の手が加わっているといっても、炭の材料等としてブナの木が伐採されたことがあったのではないかということであり、粕毛川源流域で植林が行われたとかブナ林が人工林だということではありません。伐採されたとしても、その跡には周囲のブナの木から運ばれた種子等によってまたブナの木が育つという天然更新が続いた天然林であることは間違いありません。白神山地はブナの原生林として知られていると思いますが、実は、世界自然遺産の登録などでは「人為的影響をほとんど受けていない原生的な山地」という表現も用いており、白神山地の全域が原生林そのものとは言っていません。しかし、マスコミなどは、この点は必ずしも正確には言葉を使い分けてはいない感じがします。それにしても、道は一切なく、今以上にアクセスが容易でなかったはずのその昔に、どうやってこのような奥地まで入ってきたのだろうか、その活動力には驚くしかありませんでした。マタギの人達なら、山深くまで分け入ることが可能だったのかもしれない。

2日目もずぶ濡れになりながら進みましたが、それでも川を下るにつれて、川から上がっている時間が少しずつ長くなってきました。ブナ林の真ただ中にいますから、川の流れる音と鳥の鳴き声以外の音は全くなく、ある意味では、多くの人々が一度は体験したいと思うような環境の中にいたと言ってもよいでしょう。「白神山地の中を歩いて横断したことがある」と話せば、誰もが「羨ましい！」と言います。私自身も、滅多にできない貴重な経験をしたと思っております。

しかし、その時は、2日目も午後になると、体が一段と疲れてきており、誰もが憧れる白神山地のブナ林の中を歩いているという気持ちよりも、早くゴール地点に辿り着きたいという気持ちばかりが強くなってきました。他のメンバーも同様だったようで、一段と口数も減ってきていたように思います。また、同じような景色ばかりというか、どれほど進もうと相変わらずブナ林の中にいるわけで、今思えば贅沢なワガママですが、疲れもあってか、ブナ林に少々飽

きてきていたようにも思います。同じ白神山地でも、青森県側には滝や湖があり、風景にもそれなりに変化があると思いますが、粕毛川源流域は、ただただブナ林と急流のみで、どこの景色もほとんど変わらないのです。

歩き続け、やっとゴール地点に近づきました。しかし、ゴール地点の林道は、川沿いではなく山腹を走っていますから、林道までは這い上がらなくてはなりません。疲労困憊状態となっていた体には相当辛いものでしたが、私も、他のメンバーも足を滑らせ、顔や手足を泥だらけにしなが、力を振り絞り、林道を目指して這い上がっていきました。ゴール地点で待っている営林署の職員の声が聞こえたときはホッとしたのですが、そこから林道に辿りつくまでも急峻ですから営林署の職員も手助けに下りてくることはできず、上の方から「おーい」という励まし(?)を送ってくれるだけでした。そして、泥で全身真っ黒になりながらもメンバー全員が林道まで辿り着いたところで、予定した踏破行は終わりました。時刻は、午後4時頃だったと思いますので、約30時間の踏破行だったこととなります。

あとは署まで車で戻るだけでした。しかし、私は、そこで、自分自身がいかにひ弱であるかを改めて思い知ることとなりました。

ゴール地点から営林署までは小一時間くらいだったでしょうか。その間、車の後部座席に座っていたのですが、署に到着し、車から降りようとしたときです。ドアは手で開けることができました。しかし、車から降りようとしても、下半身が固まってしまっていて、足を全く動かすことができないのです。文字通り、ピクリとも動かないのです。意思はあっても体が動かないという経験はありませんでしたから、足を動かすことができないことに驚きました。その後も、そのような経験はありませんから、私のこれまでの人生では、あの時の疲労が最も酷いものであったということになるでしょう。唸っているだけで車から降りられずにいる私に気づいた職員が手を貸してくれ、なんとか車から降りました。他のメンバーは、私よりかなり年長であったにもかかわらず、普段通りに車から降りていましたから、疲労の度合いには大きな差があったこととなります。やはり、「本場仕込みの山の男は違う」ということなのでしょう。いずれにしても、そのような状態では仕事にはなりません。そのままヨロヨロしながら宿舎（営林署から徒歩30秒のところ）に戻り、爆睡したことは言うまでもありません。

5 終わりに

白神山地は、世界自然遺産となったことで、全国区の知名度を得ることとなり、全国各地から多くの方が白神山地を訪れるようになったと聞いております。また、白神山地と屋久島が世界自然遺産となったことで、ユネスコの世界遺産制度に対する関心も高まり、その後、我が国では世界遺産の登録が続きました。平成28年5月末現在、我が国では自然遺産4カ所、文化遺産15カ所の計19カ所が世界遺産として登録されており、世界遺産の登録箇所数としては、世界第11位となっているとのこと。我が国が世界遺産条約を批准したのが1992年(平成4年)と遅く、125番目(先進国では最後)の批准国であったことを考えれば、20数年の間に急速に

登録が進んだと言えると思います。そして、現在、それに続く登録を目指す運動も、全国各地で盛んです。世界遺産となれば、観光面でも大きな効果が期待できますし、郷土に対する誇りと愛着も強くなるでしょうから、登録を目指す運動はさらに活発化するでしょう。その意味で、屋久島とともに我が国で世界遺産の先駆けとなった白神山地が私たちの自然環境や文化財に対する意識に及ぼした影響力には極めて大きなものがあつたことは間違いがないと思います。

白神山地には、これからも、多くの人が訪れることと思いますし、訪れていただきたいとも思っております。私が白神山地の粕毛川源流域を踏破したのは30年前のことで、「世界遺産」という言葉も知られていなかった頃のことですが、その時の経験から、白神山地は、森林と自然保護、そして私たちの生活との関わりについての理解を深めていただける、文字通り「生きた教材」だと思っています。

ただ、訪れる際には、入山ルールを守る等安全面には十分に気をつけていただきたいと思えます。白神山地は、最も標高の高い向白神岳でも1,243mで、青森・秋田県境となっている山地も1,000m程度であるためか、軽い気持ちで入山する人がいます。しかし、標高はそれほど高くはないものの、登山道やハイキングコースの周辺以外は、登山はもちろん、ハイキングやトレッキングにも決して易しい場所ではないのです。特に粕毛川源流域は急峻です。私の署長在職中にも、通常業務で、粕毛川源流域近くの、車で行き得る最奥地まで出向いたとき、青森県側から白神山地に入り、野営しながら秋田県側まで峰越しして来たものの、結局、迷ってしまい、森の中を彷徨っていたという、首都圏から来た3人の女性グループに出くわしたことがありました。その時は、私たち営林署職員がたまたま仕事で近くまで来ており、私たちの声が聞こえたために、彼女達は林道まで這い上がってくることができたから良かったものの、私たちが現場に行く日ではなく、あるいは、声の届かない場所にいたら、彼女達は、さらに彷徨を続けていたことでしょう。営林署まで運び、休息をとらせた上で家に帰しましたから、彼女達は意識しなかったかもしれませんが、入山届も出しておらず、道もない森の中で、急に茂みの中からガサゴソと現れれば、季節によっては熊と間違われ、銃で撃たれる危険性すらあるのです。実際、彼女達が無言で林道に這い出てきたとき、私たち営林署職員は「熊か?!」と肝を冷やし、また、緊張もしたのです。

昭和62年の夏に二ツ井営林署を離れて以降、白神山地を訪れる機会がないままの私にとって、その後の白神山地の変化や現在の様子は伝聞の世界のこととなっています。今回、このような拙文を書かせていただいているうちに当時の記憶が蘇り、それなりの体力があるうちに、もう一度白神山地を訪ねてみたいと思い始めているところです。

卸売市場変容のトレース

卸売市場政策研究所

代表 細川 允史

1 中央卸売市場法体制によるわが国卸売市場の展開と変容

世界的に見ると、ヨーロッパでもアメリカでも、卸売市場は問屋制である。つまり、集荷と販売を同一企業が行う、問屋の集合体という形式である。面積は230ha と巨大なフランスのランジス市場（国が関与した公設）でも、青果、水産、食肉、花きなどの部門で、多数の問屋が軒を並べて個々の商売をしている。個々の独立した商売をしているが、同じ場所に集まって買い回りの便宜を図っている。かつてのわが国もそうであった。常設卸売市場としては、1595年、徳川家康が豊臣秀吉の命令で江戸に封じられ、移ってきてから、江戸に来た武士等の食糧確保のために、江戸城御用達の青果は神田市場、水産は日本橋魚市場、などがつくられた。いずれも民設である。入場した問屋衆の数は、神田市場では最盛期で200を超えたという。

問屋制取引は、生産者が荷を市場に持ってきて、特定の問屋に販売を依頼し、問屋は買手側である小売商と相対で値を決め、そこから1割を問屋の手数料として引いた残りの額を生産者に渡す、というしくみである。つまり、荷受と川下側への販売を1社が自己完結的に行う。

問屋制卸売市場の特徴というか欠点は、個々の問屋の販売力を背景とした集荷力では、大きな単位の集荷は困難ということで、現にヨーロッパの問屋制卸売市場では、大型スーパーは必要なロットの確保が困難なために卸売市場を当てにせず、自社の集荷ルートやスーパー専門の集荷企業（特にイギリス）などを利用しているので、卸売市場経由率（利用率）が非常に低いのである。従って、EDI などの技術開発が進む基盤が乏しい。

これに対して集荷販売分離型卸売市場では、生産者・出荷者から荷の販売（卸売）を引き受ける業者が少数大規模で、そこから卸売を受けて川下側へ販売する業者（仲卸など、比較的多数）を分離するしくみである。そうすると集荷する企業の力が強くなり、大型スーパーでも対応できる能力を持つようになる。現在のわが国の卸売市場制度の基となった中央卸売市場法（大正12-1923年制定）は、まさに集荷販売分離型卸売市場である。この方が世界的には珍しい方式で、採用しているのは、日本、そして日本を参考にした韓国、台湾くらいである。

わが国で中央卸売市場法が制定された時代には、小売形態としてのスーパーはまだなく、スーパーの台頭は戦後の昭和30年前後であるが、結果としてこのような制度を取っていたことで、スーパーも含めた大小様々な川下側企業に柔軟に対応できるようになった。

中央卸売市場制度の根幹は、①自治体による公設制、開設できる自治体は、都道府県、人口20万人以上の市、これらが加入する一部事務組合、広域連合、②中央卸売市場の開設と卸売

会社の営業は国による認可制、③取引は、公開で誰でも内容が確認できるセリ・入札原則、④出荷者に対する受託拒否禁止、⑤買手側業者（仲卸、売買参加者）に対する差別的取扱禁止、⑥即日上場原則、⑦販売開始時刻以前の卸売（先取り）の禁止、⑧現物主義（取引する物品は、その卸売市場内に現物がなければならない）、⑨取引内容の公開、⑩開設自治体による市場企業（卸売会社、仲卸など）の営業内容の検査、などの公平性、取引の透明性が強調されたことである。

公設制により、卸売市場の建設は自治体の仕事となり、国からの補助金も出て、全国に公設卸売市場が普及していくことになった。

中央卸売市場法が成立して、実際に中央卸売市場の開設が始まったのは、大正12年の京都市中央卸売市場が最初で、終戦までに大阪、神戸、横浜、東京、その他の大都市に作られ、総数20市場となった。戦時中は統制経済下で卸売市場の活動は停止され、戦後は昭和23年の広島を皮切りに中央卸売市場の開設が始まったが、開設が本格化したのは昭和30年代からで、昭和50年までに多くの中央卸売市場が開設された。その後も新設はあったが、それまで開設した中央卸売市場の統合や老朽化による建て替えなどに比重が移っていくことになる。

さらに、いつの間にか非常に数が多くなり、過剰化が叫ばれるようになった。手元資料では、昭和59年度には中央卸売市場数は91市場で平成元年まで91市場が維持され、平成2年度には88市場と減少に転じ、その後、平成8年度87市場、平成13年度86市場、平成18年度84市場、平成19年度81市場、平成20年度79市場、平成22年度74市場、平成23年度72市場、平成25年度70市場、平成26年度67市場、と平成に入ってから特にこの10年間で、坂道を転げ落ちるように中央卸売市場数の減少が続き、いま、卸売市場は大きな地殻変動の真っ最中にあることを示している。

また、中央卸売市場以外の全ての卸売市場である地方卸売市場は、昭和45年制定の卸売市場法で明確に位置づけられ、卸売市場の面積が一定規模以上であることが条件で、開設者は地方公共団体でも民間の企業、団体でもよく、開設許可と監督権限は都道府県である。中央卸売市場を開設できる条件にある地方公共団体でも、地方卸売市場を選択することは自由である。

地方卸売市場数は、昭和57年度は1752市場（うち公設147市場）であったが、年々減少し、平成25年度末で1105市場（うち公設154市場）と、公設は増えているものの（公設地方卸売市場数の増加は、第8次方針以来の中央卸売市場の強制的地方化、自主的地方化が進んだことによる）、数の中心である民設卸売市場は、41%も減少している。零細な民設卸売市場を中心に、変動の波に飲み込まれていることを示している。

これらの大きな変容の分析こそが、今日のわが国卸売市場問題の解明と今後の方向を考察する本筋と考えている。

EDI という視点から見ると、個人生産者と個人小売商の取引という段階では、取引そのものや取引に伴う処理はほとんどが手書き、手作業で行われており、EDI の入る余地は少なかった。事務処理に時間がかかり、正確性、信頼性の点でも問題があった。さらに、決済のごまかしで関係者が不正を働くなどの余地もあり、問題も起きていた。経理がコンピュータ化され

てからは、事件、事故は減少している。ただ、コンピュータ処理を、専門の特定の人に任せきりにすると、それによる不正という事件もいくつかあった。

また、スーパーが卸売市場からの仕入れをするようになり、スーパー側の EDI 化が進むと、卸売市場に対してもデータの電子的対応を期待するようになってきた。特に青果の産地出荷団体の EDI 化が進むと、卸売市場で取引したデータの電子的送信による迅速化と、合理化を期待するようになった。それまでは、卸売会社は取引の手書き資料（販売原票）のデータを手作業でコンピュータにインプットし、それをマスターテープに入れて出荷団体事務所まで届ける、という方法が続いた時代がある。データ処理のオンライン化が進んだ段階で登場したのがベジフルシステムである。これは今でも活用されている。これにより、データ処理の EDI 化は格段に進んだ。花きでもフローラシステムとして実用化されている。なお、水産においては、業界全体として構築するオンラインシステムはまだ実用化されていない。

2 商業構造の変化による卸売市場の変化

昭和30年代の経済復興と高度経済成長下で中央卸売市場や地方卸売市場は次々につくられ、中央卸売市場法原則に基づく卸売市場運営の最盛期を迎えたが、台頭しつつあったスーパーの存在が卸売市場の性格を変えていくことになる。

八百屋、魚屋などの個人経営の店は、朝、卸売市場に仕入れに来て、その日の入荷状況を見て、量、価格、品質などを判断して仕入れ、店に持って帰って商売をするというのが卸売市場の利用方法で、卸売市場がなければほとんど商売が出来なかった。その意味で、卸売市場は生鮮品の安定供給への寄与という点で非常に公共性を持っていた。セリ原則、現物主義（下見のためには現物が必要）、セリが終わっていない物品の搬出禁止、などは、一般小売商がすべてであった時にはよく機能した。

しかし、昭和30年代からのスーパーの台頭で、卸売市場のしくみは合わない部分が出てきた。スーパーは大量仕入れによる経済合理主義、つまり仕入れ価格の値引きを期待し、それとレジ販売で対面販売の人件費を節減するなど安い消費者価格を実現して、勢力を伸ばしてきた。また、チラシを出すにも、事前に値が決まっていなければならず、しかも欠品で棚に空白が出来ることは販売機会の損失につながることから回避したい。こうして、スーパーが仕入れ先の卸売市場に対する要望は、事前注文数量の確保で欠品を回避し、大量注文で仕入れ値を安くするということになる。

これは、当日になってみなければ仕入れられるかどうかかわからない、また、注文数量を確保しようと思えば、セリで他社よりも高い価格を提示しなければならず、大量仕入れの価格ダンピングという趣旨に反することになる。

筆者が旧神田市場（現大田市場）で聞いた話では、昭和35年頃に、大型スーパーからの注文を受けた某仲卸が、セリ前に注文の品物を持ち出したそうで、荷がないことに気がついた同業者が「犯人」を探し当て、取り囲んだところ、「スーパーからの欠品を許さないという厳しい指示に耐えかねてやった。同種物品の最高価格をつけるということでもいいから、勘弁して欲

しい」といわれた。同業他社も同様の要求をスーパーから受けていたから、たちまち広がっていった。開設自治体である東京都は、この実態を踏まえ、昭和38年に「先取り転送要領」を公布して、中央卸売市場法にはないことであるが、制限付きで「先取り」を認めた。これが、昭和45年に中央卸売市場法が廃止され、卸売市場法が制定される社会的背景のひとつとなった。

卸売市場法では、先取りの容認だけでなく、予約相対取引という新しい取引方式も容認された。これは、スーパーなどの顧客の要望を代弁する仲卸と、それを踏まえて生産者の出荷の窓口となる卸売会社が間に入って、契約的な特定の取引を例外扱いするもので、スーパー等にとっては、品物入手の確実性があり価格も事前決定のため、ある程度意志を反映させることが出来るという、大型流通に適した取引方式を導入したものであった。

表1を見ても、スーパー方式の商業形態が圧倒的なシェアを持っていることは明白である。この調査は、12年前で終了しているが、その後の推測としては、卸売市場における一般小売店の売買参加者数が最盛期の半分ないし3分の1程度に減少していることから、さらにスーパー方式のシェアが高くなっていることが推測される。

表1 農林水産省「食料品消費モニター調査」(平成16年1月) (注)

		野菜	果実	鮮魚	精肉	惣菜	冷凍食品
一般小売店(専門店)		11.8	11.9	12.3	9.3	4.1	0.5
一般小売店(総合店)		4.4	4.1	2.8	2.8	2.2	1.8
スーパー	総合スーパー	22.6	24.4	25.0	26.2	28.2	31.9
	食品スーパー	38.8	42.4	42.6	40.4	35.7	41.1
	コンビニ	0.3	0.1	0.2	0.2	1.0	0.2
	小計	61.7	66.8	67.7	66.8	65.0	73.1
生協		9.8	9.1	10.6	14.4	7.5	13.3
農協		3.4	1.7	0.5	0.3	0.3	0.3
デパート		1.1	1.3	2.7	2.7	8.5	0.6
小売市場		2.7	2.7	2.4	1.9	1.0	0.5
その他(含無回答)		5.2	2.5	1.1	1.9	11.5	10.0

出典：農林水産省「卸売市場データ集」(注) この調査はこれが最後で、その後行われていない。

スーパー形式の商業形態が中心化したことは、卸売市場に次のような変化をもたらした。

- ① 卸売市場取引が成り行きではなく、スーパー側の価格意図を反映した値付けがされるようになった。
- ② スーパー側は、販売の前週に、複数仲卸の入札により、最低価格の業者と取引をするなどの厳しい対応をするようになり、仲卸は納入当日の卸売価格との乖離についてはリスクとなるなど経営の不安定さの基になっている。これは、卸売市場制度の不安定さにつながっている。現在、仲卸の半数は経営赤字と言われるが、その大きな要因のひとつがスーパー対応にある。

- ③ 卸売会社は、仲卸の不安定さが背景となって、相対取引により、商談の状況を考慮した価格設定をするようになり、公開のセリが地場ものなどに限られるようになってきた。
- ④ 生産者・出荷者も、相場の変動を見て、より高価格を見込まれる卸売市場に出荷するという行動よりは、大型で販売力がある卸売市場・卸売会社に集中出荷をするようになり、卸売市場の規模間格差の拡大を招いた。
- ⑤ 地元中心の地域スーパーが全国規模の大型スーパー（GMS）の傘下に入ると、GMSの全国流通による商品供給を受けるようになり、これまで地元卸売市場で仕入れていた地元スーパーが地元卸売市場からの仕入れを止めることによって、地元・地方の卸売市場の衰退につながる動きが出てきた。

こうして、セリの減少と相対取引・予約型取引の中心化による変化、という中央卸売市場法理念の大転換が起きている。表2を見れば、その経緯は歴然としている。

表2 セリ・入札比率の推移（金額ベース）

単位：％

	青果			水産				食肉	花き
		野菜	果実		鮮魚	冷凍	塩干加工		
1978	83.2	85.2	82.7	45.1	83.4	16.1	33.9	84.2	99.6
1990	64.9	67.1	63.2	35.2	61.5	19.5	14.5	85.0	92.8
2000	34.3	35.3	33.7	26.4	45.3	16.0	6.8	83.0	68.5
2005	24.9	24.1	26.4	23.2	37.8	16.3	6.5	91.3	47.5
2010	17.1	15.9	19.9	19.8	32.4	13.5	4.9	84.7	29.7
2013	11.6	9.8	15.7	17.9	29.5	12.1	4.5	86.6	27.0

出典：農林水産省「卸売市場データ集」

この変化を受けて、国は平成11年に卸売市場法を改正し、取引方法についてはセリ・入札原則を緩め、市場・品目ごとに開設者が取引方法を業務規程で設定することにした。取引方法は、①セリ・入札品目、②セリ・入札と相対取引の両方が行える品目、③相対取引の品目、の3種類に分類することとなった。②にすれば全てが入るが、市場関係者の中には①にこだわる部分もあり、これらに配慮した。以後、セリ比率が大幅に減少したのは表2に示すところである。

相対取引の中心化は、事前に「相対」つまり供給側と需要側の双方が協議するということがあり、中央卸売市場の根幹的精神であった公開セリによる価格形成の透明性、というのは失われてきている。これは商業構造の変化に起因するもので、今後、商業構造が変わらなければ不可逆的に進む傾向と言える。ただし、電気製品や衣料などの他分野においては、専門企業が優位に立ってGMSが不利になる傾向も見られ、将来の生鮮品を担う小売業態については、注視が必要である。

部類別に見ると、青果においてセリ・入札比率の低下が著しいが、水産においては入荷量の変動が激しい鮮魚でも、セリ・入札比率の低下が明白である。これは、鮮魚流通の特徴として、

漁港に設置されている産地卸売市場で取引されて、産地仲買人が仕入れて消費地卸売市場の卸売会社に出荷してくる鮮魚について、産地卸売市場でセリ落とした段階で消費地水産卸売市場の卸売会社セリ人に携帯電話で連絡が入り、その情報を基に、消費地卸売市場の担当の方で、仲卸を通じてスーパー等の需要者と商談を始めてしまうために、現物がまだ輸送途上にある段階で商談が成立してしまい、買手と価格がある程度決まってしまうために、セリが成り立たないからである（このような状況を踏まえた電子的取引システム構築の可能性はある）。このため、どこの水産卸売市場でも、ほぼセリというのは、マグロ、ウニなどの特殊ものなど限られている。

また、冷凍品や塩干加工品は、元々が企業的な取引のために、入荷状況も安定しており、セリになじまないものが多いことが背景となっている。これらは卸売市場を通さない流通ルートもあるために、卸売市場における取扱が年々減少している。このため水産卸売市場は、経営の安定を鮮魚に頼らざるを得ない状況に追い込まれている。

食肉は流通の中心が、産地の農協などが主催する産地食肉センターとなっていて、その比率はますます高くなる傾向にある。産地食肉センターでの取引は、基準的食肉市場での価格を参考にした相対取引が中心である。食肉の中心は牛枝肉と豚枝肉で、タテに2分割された枝肉の品質を見てセリをする方式が今でも中心であるため、セリ・入札比率が高い。部分肉はセリではなく相対取引が中心なので、その増加がセリ・入札比率の若干の減少につながっている。

花きは少量多品種で、鑑賞用として見た目が重視されるので、現物を見てのセリが中心であった。その性格がまだ残っているため、セリ・入札比率の低下傾向は青果よりも弱かったが、ホームセンターなどとの大型取引が進展する中で、青果と同じような大型化傾向になってきたことが、事前予約による相対取引の増加につながり、気がついたらセリ・入札比率が27%まで落ち込んでいたという現状となっている。かつては少なかった、花き卸売市場における仲卸の増加も、取引の大型化と相対化に拍車をかけている。

こうして、生鮮品全部類において、セリ・入札比率の低下という大きな変化、中央卸売市場法精神（取引の透明性・公平性の確保、現物主義等）の変容、という現象が起こっている。

EDI という視点から見るとこの変化は、①セリそのものを EDI 化しようとする動きは、セリ比率の低下に伴って、無駄な投資として敬遠されるようになった（特に青果、水産）、②相対取引というのは、出荷側－卸売市場－川下側の事前のやりとりがベースとなるので、それを補完する EDI システムのニーズが高まり、将来、一気通貫型流通につながる可能性もあり、そうすると EDI システムがないと実用にならない、③荷の確保について、卸売市場として他市場、他社との荷の融通、それに伴う物流などの調整システムが必要となり、EDI による効率的システムに対する期待が高まる、④市場内外物流の合理化（IC タグ、トレーサビリティシステムなど）、などの需要をもたらす、などである。

3 卸売市場の地盤沈下

平成に入った直後は昭和からの続きで、わが国全般、そして卸売市場も右肩上がりの取扱で

活気に沸いていた。誰もが、この繁栄はずっと続くと思い込んで不安など持っていなかった矢先の平成3年、バブルが崩壊し、その後、失われた20年と題される長期の経済低落の下り坂が続いており、今でも経済は弱々しい状態から脱却できていない。

卸売市場においても、長期に亘る低落傾向が続き、表3に見るように、平成3年の卸売市場取扱規模（数量ベース、花きは金額ベース）から見ると、卸売市場経由量は、最新データである平成24年では、青果は73.0%と27%減、水産物は44%減、食肉は41%減、花きは32%減と、軒並みの減少となっている。

卸売市場経由率も、花きでやや減少率が少ないものの、他の部類は大幅の後退となっている。それでも、食肉を除いては青果、水産物ともかろうじて過半数は維持しているが、今後、さらなる減少も心配される。特に、果実の卸売市場離れは著しく、すでに卸売市場経由率は5割を割っている。これは、果実は野菜に比べて特定産地への集中傾向が強く、出荷単位も大きいことから、大型小売企業などとの直接取引がしやすいことと、サクランボ狩りなどの観光農園の増加、ネットによる消費者への直接販売の増加、それに果実の総流通量には、卸売市場流通になじみにくい果汁なども含まれていることなどが原因と推察している。また、ミカンの全国生産量が、最盛期には350万トンレベルだったのが、今では100万トンを割るまで減少していることも、ミカン流通の中心が卸売市場であることを考えると比率低下の一因と言えるかも知れない。最盛期には、産地から貨車にミカンを満載したミカン列車が東京市場などに走っていたことはすでに昔話である。

表3 各部類における全国流通量と卸売市場経由量の推移（単位：千トン）

部 類	流通量等	平成3年	平成24年	H24／H3	卸売市場経由率
青果物 (千トン)	全国総流通量	22,803	22,619	99.2%	
	卸売市場経由量	18,368	13,401	73.0%	80.6%→59.2%
水産物 (千トン)	全国総流通量	8,039	6,432	80.0%	
	卸売市場経由量	6,165	3,436	55.7%	76.7%→53.4%
食 肉 (千トン)	全国総流通量	3,145	3,672	116.8%	
	卸売市場経由量	615	362	58.9%	19.6%→9.9%
花 き (億 円)	全国総流通量	6,206	4,602	74.2%	
	卸売市場経由量	5,375	3,623	67.4%	86.6%→78.7%

出典：農林水産書「卸売市場データ集」

卸売市場の地盤沈下について、卸売市場側が手をこまねいているというわけではなく、卸売市場としては、スーパーとの取引のあり方を工夫することにも取り組んでいる。その方式はいくつかあるが、例として以下の3点をあげる。

- ① 卸売会社は集荷に徹し、スーパーとの取引は、直接は仲卸が中心となる。しかし、仲卸だけでは事前予約品の確保は困難なので、実質的には卸売会社と仲卸の連携ということになる。スーパーに納入する業者は、前週に入札で一番安い入札をした業者に決められてい

るので、納入価格はすでに決まっています、当日の卸売市場相場との差は仲卸のリスクとなるが、そのリスクを背負いきれない場合は卸売会社が面倒をみることもある。こうして、卸売会社と仲卸は、セリの売り手と買い手という関係ではなく、スーパー納入の連携関係となっていく。卸売会社と複数の仲卸業者が一堂に会して協議する機会が多く、電子的手段という点ではこれらの手続きを円滑に行えるシステムが必要なので、今後の課題といえる。つまり、卸売会社は産地からの出荷情報を持ち、仲卸業者側は納入先のスーパーの注文情報を持っている。さらに、実際に納入する来週の価格予想もできれば取引の精度が上がる。さらに、実際の正確なスーパーからの注文内容は、前日の夜中になるため、欠品回避のために余裕を持った在庫を確保する必要がある。それらの最適解についてコンピュータの助けを借りられればリスクを減らせる可能性がある。

- ② 卸売会社が主導して協力仲卸業者を選別し、スーパーの注文は卸売会社(子会社を含む)がEOSでメニューを示すなどして、それを傘下の仲卸業者に仕事として割り振る、卸売会社主導型の注文方式。この場合は、スーパー等大口需要者との注文のやりとりは卸売会社が行うことになるので、実践している某社はEOSシステムを利用している。その注文を傘下の仲卸に割り振るのにオンラインシステムを利用することになるが、それと仲卸の経営全体を統合するシステムがあれば効率的である。
- ③ 仲卸業者が経営力を発揮して卸売会社と肩を並べるか優位に立つ力関係となり、仲卸業者が主導してスーパーと取引する方式。産地情報の取得の点で弱点がある場合が多く、所属卸売市場の卸売会社に集荷力がない場合は、仲卸業者自らが他市場、ないし産地と直接、集荷交渉をすることを辞さないということから、所属卸売市場の卸売会社が弱体化する場合もある。この場合は、電子的手段は卸売会社の役割を含む総合的なものになり、その社のやり方次第でケースバイケースとなるだろう。

4 卸売市場間の格差拡大と卸売市場数の減少

卸売市場の地盤沈下は、卸売市場全体としての沈下であるとともに、そのなかでの卸売市場間の格差拡大にもつながっている。全体として卸売市場数が減少し、少数の中央卸売市場や有力民設卸売市場などの大型卸売市場のシェア拡大傾向は明白である。

格差拡大の結果として起きている現象は以下のとおりである。

- ① 中央卸売市場の強制的地方化は第10次方針でストップし一段落。第8次方針と第9次方針で、*取扱数量が設定規模未満、*取扱規模の減少、*開設区域における供給能力不足、*一般会計からの繰出金の限度超過、のうち3項目該当で、強制的に地方市場化等の措置がとられ、合計20市場（花きなど部分的地方化を含む）において地方化が実施された。しかし、第10次方針では、3項目該当の場合の措置で地方化は下位順位となり、実質的に地方化の適用はなかった。これは、国の地方化に対する方針転換である。今後、強制的な地方化はないと考えられる。

-
-
- ② 中央卸売市場の自主的的地方化は、この間に13市場を数え、特定部類だけ強制的地方化だったのが、全部の部類で地方化したというのも4市場を数える。強制的地方化は今後ないとしても、自主的的地方化は今後、むしろ加速するのではないかと筆者は考えている。自治体財政の逼迫、指定管理者制度などの運営体制の民営化、卸売市場の将来の見通しの不透明さ、等が総合されて、中央卸売市場であることのメリットが見いだせなくなってきていることがこの背景にある。これは、将来の卸売市場制度のあり方を考える上で重要なファクターと言える。
- ③ 地方の公設卸売市場の民営化が続く。最近目立っているのは栃木県の動きで、日光市公設地方卸売市場が、卸売会社の廃業により今年3月で閉鎖した。また、栃木県南公設卸売市場（小山市に立地）と足利市公設地方卸売市場で、近々の民営化が進められている。そして隣接する群馬県桐生市公設地方卸売市場は、平成21年に民営化している。民営化の手法はそれぞれ違いがあるが、民営化による企業活動の活性化、使用料負担の軽減、土地活用による維持費捻出、その他の理由・ねらいがあるにしても、公設制の行き詰まりというのも背景としてあると考えている。これからもこの動きは全国で起きてくると推察される。公設卸売市場の廃場というのは、民設卸売市場に比べて容易ではないが、卸売会社の廃業で卸売市場が成り立たなくなるなどして、廃場に追い込まれるところは今後も出ると考えられる。
- ④ 地方の民設卸売市場数の減少は今後も続く。特に中小規模の民設卸売市場は、行政の後ろ盾がないので経営体力が弱いところが多く、今後も減少が続くだろう。
- ⑤ 公設卸売市場における開設運営体制の変化が続く。指定管理者制度の導入は、国が推奨していることもあって続いている。しかし、筆者は指定管理者制度についてはあまり評価していない。市場企業がより主体性を持てる運営方式について、筆者がかかわった卸売市場では提案している。これは、卸売市場の維持と活性化を願う卸売市場政策研究所の重要な研究テーマである。いずれにしても、公設卸売市場において、開設自治体の職員相当数が常駐する今の運営のあり方は、大きく見直されることになるだろう。この視点からも、**EDI** というのは検討の価値がある。
- ⑥ 有力民設卸売市場（卸売会社）の存在感拡大
- 平成3年のバブル崩壊以降、公設卸売市場においては取扱規模の減少傾向が続き、卸売市場によるが、最高時の3割減はいい方で、半減ないしそれ以上の減少という卸売市場も多い。その中で、有力民設卸売市場では、最高時の水準を維持しているというところが少なくない。これは、民設卸売市場においてはほとんどが、卸売会社が自社で土地建物を確保し、その卸売市場のオーナーつまり開設者となっているので、その卸売市場の経営の司令塔機能を果たしていて、司令塔としての指導力とすぐに行動に移せる機動力があるためである。一方、公設卸売市場では、市場内に入場する各企業が市場全体の司令塔になることは困難であり、この差が大きいと考えている。これからは、公設卸売市場にあっても、各市場企業の自立性と競争力強化をどうするか、という点で検討しないと、時代に取り残

されていくのではないかと。

この点についての EDI 化というのはシステム以前の問題なので、にわかには具体的なイメージというのは筆者に出てこないが、より大きな視点として、市場外の有力な食品・流通企業と卸売市場について連携するという視点が今後考えられる。例えば、マルチプラットフォームビジネス（複数の利用者が直接取引できる場を提供するビジネスで、卸売市場を舞台とした多機能化という視点で注目されている）などの視点による考察を、卸売市場政策研究所としては今後深めたいと考えている。市場外の大手企業が卸売会社に出資して発言権を確保するというのはすでに実例があるし、卸売市場機能の拡大と強化（市場外との融合も含めて）という動きがあり得る中では、これは今後の大きな課題と考えている。

電子取引の共通言語 流通 BMS®

EDI の切り替えや導入の際には 流通 BMS の採用をご検討ください



●流通ビジネスメッセージ標準（略称・流通 BMS）は
流通業界の EDI（電子データ交換）の標準仕様です。

- ー大量データを高速で交換できるインターネットを利用。
- ーどの小売業でも同じデータの形式・内容となるように標準化。

● NTT 電話網の IP 化が計画されています。

- ー 2020 年度後半から INS ネット（デジタル通信モード）が停止される見込みです。
- ーレガシー手順から早めの移行をご検討ください。

詳しくは、下記協議会 web ページをご確認ください。

一般財団法人 流通システム開発センター内 流通システム標準普及推進協議会（略称：流通 BMS 協議会）
TEL：(03) 5414-8505 <http://www.dsri.jp/ryutsu-bms/index.htm>

- 「流通ビジネスメッセージ標準」ならびに「流通 BMS」は一般財団法人流通システム開発センターの登録商標です。
- ロゴマーク「みんなつながる流通 BMS」は一般財団法人流通システム開発センターの登録商標です。



平成 27 年度 第 2 回先進事例見学会の概要

福岡市中央卸売市場青果市場

～アイランドシティに新青果市場「ベジフルスタジアム」が誕生～
アジアを視野に入れた九州の青果物流拠点・ふくおか
市場ブランドの発信基地をめざして！

福岡市中央卸売市場の青果部 3 市場（青果市場（博多区那珂）、西部市場（西区石丸）、東部市場（東区下原））がアイランドシティ（博多湾埋立地）へ移転し、平成 28 年 2 月に新青果市場（愛称：ベジフルスタジアム）として開場しました。

ベジフルスタジアムは、機能的な施設配置を考慮した、取引形態に合わせた施設区分になっており、場内物流の効率化と安全性を考えたコンパクトな施設であるとともに、食の安全性確保のためのコールドチェーンとして十分な機能を有しています。また、福岡市内産だけでなく九州各地から美味しく新鮮な青果物を集め、この市場を経由した青果物が安全・安心だという信頼を得られるように、新市場のブランド化にも取り組んでいます。

さらに、ベジフルスタジアムは福岡都市圏への青果物の安定供給にとどまらず、「アジアを視野に入れた九州の青果物流拠点」を目指しており、港湾エリアという立地を活かし、日本の青果物の人気が高い香港や台湾などアジアを中心に、海外への販路拡大も想定されています。

今般、同市場の㈱福岡物流様にご協力いただき、開場したばかりの新市場を見学させていただきましたので、その概要について以下にご報告します（見学日：平成 28 年 3 月 17 日（木）10：00～12：00、参加人数：30 名）。



ベジフルスタジアムの全景

◆ベジフルスタジアムの整備概要

ベジフルスタジアムは敷地面積が約 15 万㎡で、建物も約 10 万㎡あり、主に大量物流に対応する卸売場西棟、小売業者等に対応する卸売場東棟、イベント開催が可能な多目的広場、そして青果市場会館で構成されています。また、卸売場の 84.4%に当たる 9,946 ㎡が密閉式の定温卸売場として整備されており、コールドチェーンに対応した施設で、品目ごとに適切な温度管理が可能となっています。

所在地	福岡市東区みなと香椎 3-1-1
敷地面積	150,000 m ² (用地費：約 164 億円)
延床面積	約 103,000 m ² (卸売場：11,786 m ² / 仲卸売場：11,124 m ² / 買荷保管積込所：11,181 m ² / 冷蔵庫：8,750 m ² / 関連事業者店舗：約 3,235 m ²)
主体構造	卸売場西棟：鉄骨鉄筋コンクリート造 (SRC 造) + 鉄骨造屋根 2 階建て 卸売場東棟：鉄筋コンクリート造 (RC 造) 3 階建て 青果市場会館：鉄筋コンクリート造 (RC 造) 3 階建て
建設費	約 199 億円 (うち国交付金約 67 億円)
計画取扱高	年間 30 万トン (取扱高については、過去 10 年間の実績や今後の人口推移等から一定の伸びが見込まれるが、コンパクトな施設計画や商物分離取引の伸展など物流の効率化を図ることにより、計画取扱高を現状物流と同程度の 30 万トンに設定している。)
開場日	平成 28 年 2 月 12 日 (金)

整備概要

◆ベジフルスタジアムの主な特徴

特徴 1 取引形態に合わせて施設を区分：機能的な施設配置

- 卸売場西棟 ⇒ 相対取引を中心とした大量物流に対応
- 卸売場東棟 ⇒ せり取引を中心とした小売業者等に対応
- 仲卸店舗 ⇒ 営業形態や規模等に応じ 3 種類に分け、卸売売場に面して各々に対応したゾーンに配置



卸売場西棟の荷捌場



卸売場東棟のせり場

特徴2 効率性や安全性を考慮したコンパクトな施設計画：場内物流の効率化

- 入荷用通路から買荷積込所までを一つの建物に集約（全有蓋化）
⇒ 品質管理と作業環境の向上
- 入荷から配送までの流れ（物流動線）が効率的になるように配置
⇒ 物流動線の明確化及び短縮化
- 冷蔵庫（物流センター：業界自主整備施設）を卸売場に隣接させ、3個所に分散して配置
⇒ 物流動線の短縮化及び利便性の向上
- 卸売場西棟に10tトラック20台が同時に荷降し可能な入荷用通路（幅員：20m、延長：220m）を配置
⇒ 荷卸し作業の円滑化及び集約化
- 場内基幹通路を基幹施設（卸売場棟等）の外側に配置
⇒ 搬出入車両と市場内搬送車両との動線の交差を最小限化
- 物流エリアから明確に分離するため、通勤車両と搬出入車両に専用出入口を設け、通勤車両用駐車場を卸売場東棟屋上に集約して配置
⇒ 物流動線の安全性及び円滑性を向上
- 仲卸店舗・事務所や定温卸売場を屋内屋として構造体と内部の間仕切壁・天井を分離し、完全に独立した形で計画
⇒ 将来的な機能変化に対する施設改変のフレキシビリティの確保



卸売場西棟の入荷用通路



卸売場東棟屋上の通勤車両用駐車場

特徴3 コールドチェーンの充実：食の安全・安心を確保

- 卸売場の大半を密閉式の定温卸売場（業界自主整備施設）として整備
⇒ 旧青果市場の約7倍に拡充
- 冷蔵庫（物流センター：業界自主整備施設）の充実
⇒ 旧青果市場の約1.5倍に拡充

特徴4 市場会館棟と多目的広場を一体的に配置：市場施設の一部を市民に開放

- 市場会館棟内の関連事業者店舗に接続したイベント開催可能な多目的広場を整備
⇒ 市民の認知度向上及び市場活性化

特徴5 低炭素化・環境保全の取組：環境負荷の軽減

- フォークリフト・ターレット用の共同充電設備を設置
⇒ 市場内搬送車両の電動化推進
- 大規模太陽光発電設備（メガソーラー）の設置
⇒ 再生可能エネルギー導入の推進
- 生ゴミ再資源化（リサイクル処理）
⇒ 廃棄物の抑制・減量・再資源化の推進



ターレットの共同充電設備

特徴6 入退場管理システムの導入：管理体制の強化

- ICチップを搭載したIDカードを車内からかざすことで自動的にゲートが開く、コインパーキング方式のシステムを車両出入口に導入 ※ 監視カメラも併せて設置
⇒ 場内の保安警備向上及びスムーズな入退場の実現

特徴7 自然災害への対策：市場機能の持続

- 主要施設の高い耐震性を確保（地震荷重を通常より25%増）
⇒ 地震対策
- 敷地北側への防風フェンス（有孔折板）の設置
⇒ 北風対策
- 卸売場棟の有蓋化
⇒ 塩害対策
- 集中豪雨にも対応できる雨水排水計画（雨水一時貯留槽の設置等）
⇒ 豪雨対策

◆市場付属施設(中継所)

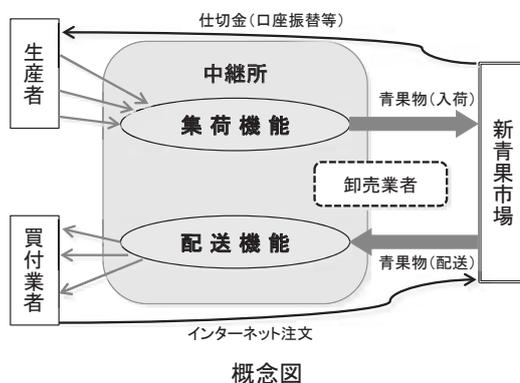
市場に来なくても取引に参加できる方策として、中継所機能を持つ市場付属施設を整備しています。

【中継所の機能】

- ・生産者のための集荷機能、買受業者のための配送機能

【設置場所】

- ・旧青果及び西部市場用地の一部
(既存施設を利用)



◆見学会の様様



当日の受講風景



青果市場会館2階にオープンしたレストラン



定温卸売場内での説明風景



今回の見学会にご対応いただいた
株式会社福果物の古澤誠一 取締役部長

寝ながら学ぶ EDI

こんにちは。事務局の田中でございます。今回もまたざっくばらんな内容となりますので、どうかお気軽に読み飛ばしてください。

さて、直木賞作家の野坂昭如氏をご存知かと思いますが、昨年末、残念ながらお亡くなりになりました。享年85歳でした。そこで、野坂氏の絶筆となった文字通りの題名のエッセイ「絶筆」（新潮社）を読んでみました。その内容は2004年から2015年（亡くなる直前まで）にかけての日記が中心で、著者の特徴である七五調の文体がとてもしずみカルですらっと読み易いのですが、その中で繰り返し語られていたのが、食料問題と地震に関する話題でした。

1930年生まれの野坂氏は、なかなか複雑な育ち方をしています。実母を生まれて早くに亡くし、生後半年で神戸へ養子に出されるのですが、太平洋戦争末期（1945年）の神戸大空襲で養父も亡くし、一緒に福井へ疎開した妹も栄養失調が原因で失っています。多分にフィクションも織り交ぜられているとのことですが、その時の体験が、後の直木賞受賞作でアニメにもなった「火垂るの墓」に結実しています。

戦時下の食料不足がトラウマになったという話はよく耳にしますが、野坂氏も飢えの体験は強烈だったようで、昨今の我が国の食料自給率の低下については繰り返し強い危機感を募らせています。一方、新潟で青年期を過ごした野坂氏は（実父は新潟県の副知事をしていました）、新潟県中越地震にも敏感に反応し、東日本大震災以前から、頻発する地震に対する恐怖を日記の中で何回も語っています。

ところで、東日本大震災については前回は本欄で触れましたが、今度は九州地方で大きな震災が起きてしまいました。九州で大規模な震災が発生するのは久しぶりだそうですが、テレビ映像からも深刻な被害状況が伝わってきました（天守閣にも登ったことのある熊本城が崩壊した姿は本当にショックでした）。この状況をみて、自分がいま住んでいる地域は果たして大丈夫か、と改めて心配されている方も多いかと思いますが、マグニチュード6以上の地震は世界の約20%、つまり5分の1が日本で発生しているということですから、日本列島に住んでいる限り、地震はとてもし避けられそうにありません。

一般に、地震は「海溝型」と「断層型」の大きく2種類に分類できますが、それはこのような仕組みで発生します。地球はプレートという薄い板（といっても100kmくらいの厚さがありますが、地球の直径（約12,700km）からすれば薄皮のようなものです）で覆われています。このプレートは14枚くらいに分かれているのですが、その分かれている部分で複数のプレートが重なり合い、一方のプレートが他方のプレートの下に潜り込んでいく状態になっています。この状態が進行していくと接面のストレスがやがて限界に達し、潜り込まれた上のプレートが跳ね上がります。このとき発生するのが「海溝型」地震で、これが海中で起こると海水が押し上げられて津波が発生します。東日本大地震はこの海溝型地震の典型例です。

さらに、プレートがどんどん引き込まれて潜っていくと、あちこちの地面にひび割れが生じます。これが断層です。断層は普段ずれ動くことはありませんが、様々な力が加わることで徐々に大きくなっていき、あるとき突然ずれ動きます。この動きにより発生するのが「断層型」地震です。

断層は地球上に数多くありますが、過去200万年くらいの間に動いたことのある断層をとくに「活断層」と呼び、活断層付近は常に地震の危険が付きまといまいます。その活断層が日本列島には2千カ所以上、つまり至るところにあるのです。また、活断層は、ほぼ一定の間隔で、同じ場所、同じ程度の量で繰り返しずれ動くという性質があり、地震の規模は活断層のずれ動いた量に比例するので、活断層が過去のいつ頃にずれ動いたか、どの程度の量ずれ動いたかを知ることにより、将来の地震発生確率を概ね予測することができます。「活断層型」地震は多くの場合、直下型、つまり地面の真下で発生しますが、この典型例が阪神・淡路大震災であり、今回の熊本地震もこれに分類されます。

日本列島の陸上部に存在する活断層のうち、単独で大地震を発生させるような規模の活断層は、沿岸部や火山地域を除けば、殆どすべて発見されているそうです。産業技術研究所の活断層データベースを使えば、現状で分かっているすべての活断層を日本地図上に表示できます。関心のある地域だけを拡大することもできますので、皆さんがお住まいの地域だけでも是非一度確認してみたいかがでしょうか。また、政府の地震調査研究推進本部は、2千カ所以上ある日本列島の活断層のうち、活動が活発であり、そこで地震が発生すれば社会的・経済的な影響が大きい98の活断層を「主要活断層帯」としてピックアップしています。その位置を把握しておくことも重要です（「主要活断層帯」は地震情報サイトJIS（ジス）や、地震調査研究推進本部のサイトでも確認することができます）。

さらに重要なのは、地震が発生したとき、どのくらいの震度になるかという情報です。防災科学技術研究所の「J-SHIS Map（ジェイシス・マップ）」では日本列島を250m単位の格子に仕切り、それぞれのマス目で各震度の地震が今後30年間に何%の確率で発生するかが分かるようになっています。J-SHISで調べてみると、今回の熊本地震で被害が発生した熊本市内、益城町、阿蘇市は高い確率が表示されており、かなり適確に推定されていたことが分かります。こうした情報を予め把握しておけば、いざという時の心構えになるし、ある程度の事前準備にも役立ちますので、各人が主体者意識をもって取り組む必要があると思います。

もう一つ野坂氏が危惧していたのが食料問題ですが、戦後70年が過ぎて本当の飢えを経験した世代も少なくなり、周りを見渡せば食べ物が溢れ返っている世の中で、食料不足に対して危機感を抱くのは難しいことかもしれません。

国連食糧農業機関（FAO）の報告によると、世界で生産される食料のうち約3分の1にあたる約13億トンが廃棄されているそうです。我が国においても、3分の1ルールという商習慣があり（これは現在、見直しが図られているようです）、身近な例でも、デパ地下で売れ残っている惣菜類や、バイキング料理の食べ残しなどを考えると、むべなるかなとも思われますが、まだ食べられるのに捨てられている食品ロスは、年間500～800万トン発生していると推計さ

れています。これでは、食べ物は十分に余っているように錯覚してしまいそうですが、国連世界食糧計画（WFP）の推計によると、現在、世界ではおよそ8億人（9人に1人）が飢餓に苦しんでいるとのことなので、各国の生産能力や経済力によって食料が偏在しているのです。世界のリーダーたちにはこれを均霑する政治力が求められます。

現在、我が国の食料自給率はカロリーベースで4割程度なので、残りの6割は海外から輸入していることとなります。もし世界的な天候不順等で食料生産量が大幅に減少したら（昨今の異常気象を考えると大いにありえそうですが）、一体どうなるのでしょうか。食料輸出国は当然、自国の国内事情を優先するはずなので、海外からの調達はあまり期待できそうにありません。そうなると、輸入に頼っている6割すべてとはいわないまでも、食品ロスが3割あるとすれば、少なくとも2割程度の増産が求められる計算になります。それに世界的な天候不順であれば、当然、こちらも不作である可能性が高いので、もっと増産が必要かもしれません。

我が国の食料自給率はここ10年以上、40%前後の低位で推移しており、先月、伊勢志摩サミットに集まったG7の中でも際立って低い状況ですが、食料自給率が上がらないのは、海外から安価な食料が調達できて、国内の農水畜産業が労苦の割にあまり儲からないためだと思われれます。食料不足となり価格が高騰すれば、おのずと増産へ向かうのかもしれませんが、やはり生き物が相手なので、計画通り進むとは限らないし、いざという時になって急に対応できるものでもないでしょう。

そこで私見ですが、農水畜産業は経済原則（最小の費用で最大の効果を上げるというマインド）だけでは成り立たないので、生産者に紐付きではない（ここがポイントです）自由に使える補助金を直接投入して、農水畜産業を儲かるビジネスにできればよいのではないかと想像します。その費用をどこから捻出するかという問題がありますが、食料問題は国家の危機管理にも直結する話なので、防衛予算から少し回したらよいのではないのでしょうか。これは暴論のように聞こえるかもしれませんが、多くの食料輸出国でも相当額の補助金を突っ込んで、当然のように自国の生産者を保護しているのです。

最後に、食料問題も地震対策と同様に平時からの準備が重要なのは言うまでもありません。食料危機になったら、地震が起きてしまったら、その時はその時なのではない、というスタンスが一番イージーなので選択されがちですが（大半の方はそのようにお考えではないでしょうか）、平時の取組次第でリスクはある程度軽減できることが分かっておりますので、野坂氏のアフォリズム（箴言）を無駄にしないよう努めなければならないと思います。

生鮮取引電子化推進協議会 事務局
田中 成児

平成28年度消費税軽減税率対策窓口相談等事業 消費税軽減税率制度に関する全国説明会

社会保障と税の一体改革の下、低所得者に配慮する観点から、「酒類・外食を除く飲食物品」と「定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞」を対象に、消費増税にともなう「軽減税率制度」が平成31年10月に導入されることとなっています。

本説明会では、食品流通事業者やその関係団体の方々などを対象に、軽減税率制度（軽減対象品目の内容、税額計算の方法など）及び軽減税率対策補助金と食料品店の今後の経営について、中小企業診断士の資格を持つ専門家が分かり易く解説いたします。また、同会場において、複数税率対応レジや受発注システムに関する「展示ブース」を併設し、システムベンダーがより具体的なご相談にもお応えする予定なので、この機会に多くの皆様のご参加をお待ちしています！

◆ 開催日程

開催日	会場*
7月15日(金)	仙台会場(仙台市中央卸売市場 管理棟3階会議室)
7月29日(金)	札幌会場(札幌市中央卸売市場 水産棟4階会議室A・B)
8月23日(火)	新潟会場(新潟市中央卸売市場 中央棟4階大会議室)
8月30日(火)	金沢会場(金沢中央市場 食育会館 スタジオD)
9月12日(月)	静岡会場(B-nest 静岡市産学交流センター プレゼンテーションルーム)
9月16日(金)	名古屋会場(AP名古屋 名駅 7階L会議室)
10月6日(木)	広島会場(広島市中央卸売市場 管理棟3階大会議室)
10月7日(金)	岡山会場(岡山市中央卸売市場 管理棟3階大会議室)
11月18日(金)	福岡会場(福岡市中央卸売市場鮮魚市場 市場会館2階 第1・2会議室)
11月28日(月)	鹿児島会場(ホテルタイセイアネックス 4-Aホール)
12月2日(金)	宇都宮会場(栃木県総合文化センター ギャラリー棟3階特別会議室)
12月8日(木)	東京会場(コートヤード・マリオット銀座東武ホテル 3階「龍田」)
1月13日(金)	高松会場(高松市中央卸売市場 管理棟5階 大ホール)
1月19日(木)	長野会場(JA長野県ビル 12A会議室)
1月27日(金)	沖縄会場(沖縄県立博物館 博物館講座室)
2月16日(木)	大阪会場(大阪市中央卸売市場本場 業務管理棟16階 大ホール)
2月17日(金)	京都会場(京都市中央卸売市場第一市場 10号棟3階 大会議室)

※ 都合により会場が変更となる場合があります。

◆ 受講料：無料(事前登録制)

◆ 定員：50～80名

◆ プログラム(各会場共通)

時間*	講演内容
12:30～	受付開始
13:00～13:05	主催者挨拶
13:05～14:30	消費税軽減税率及び軽減税率対策補助金制度の解説と 食料品店の今後の経営 杏林大学総合政策学部 非常勤講師 佐藤 卓 氏
14:30～15:00	<相談・展示コーナー>での相談及びシステム・機材等の紹介
15:00	閉会

※ 時間は会場により多少異なります。



仲卸様に最適！クラウドで業務を快適に！



受発注クラウドサービス

らくうけーる



インターネット接続のパソコンがあれば導入可能です！

- ✓ 受発注業務のスピードアップ
- ✓ 受注ミス・トラブルの削減
- ✓ 顧客満足度の向上
- ✓ コスト削減

お問い合わせ

快適社会創造本部 流通システム事業部

TEL: 045-505-8981 HP: www.rakuuke.com



生鮮品流通のインフラを支える
JFE エンジニアリング 株式会社

システム構築から加工・配送センター整備まで、あらゆるニーズに対応いたします。



スピードセルフでレジ待ち解消！



※「スピードセルフ/speedself」は株式会社寺岡精工の登録商標です。

寺岡精工 お客さま窓口 ☎ 0120-37-5270

(土・日・祝日を除く 9:30~17:30)

寺岡精工 検索

<http://www.teraokaseiko.com>

株式会社サイバーリンクス

サイバーリンクスは、基幹業務から分析まで、流通小売業の業務フローに必要なシステムをクラウドでご提案し、最適な流通 SCM(Supply Chain Management)をサポートします。

<@rms(アームズ)生鮮 EDI>

今回ご紹介させて頂く当社の生鮮 EDI は、生鮮標準コードを活用し生鮮部門の EDI 化を実現します。発注業務だけではなく、日々の利益管理が出来るシステムです。中小から大手小売業様まで抱えている問題点を生鮮業務に特化したサイバーリンクスのクラウドサービスが解決します。



導入実績 **43** 社

(2015年12月時点)

取引先 **1,000** 社以上

編集後記

- ▶ 6月2日に第1回理事会及び通常総会を開催し、無事終了することができました。この場を借りて会員の皆様方のご協力に改めて御礼申し上げます。また、通常総会終了後に、「我が国における生鮮流通の現状と今後の課題」というテーマで、(株)農経新聞代表取締役社長の宮澤信一氏にご講演いただきました。業界のうら話などを交えた大変興味深い内容でした。
- ▶ 今号から卸売市場政策研究所代表の細川氏に、「わが国卸売市場と EDI の役割」というテーマで連載していただけることになりました。細川氏は東京都に入庁後、中央卸売市場管理課長などを歴任され、その後は酪農学園大学の教授を長年務められており、生鮮流通、とりわけ卸売市場に関する政策には一家言をお持ちですので、今後の連載に是非ご期待ください。
- ▶ 今年の2月に開場したばかりの福岡市中央卸売市場青果市場（ベジフルスタジアム）を、当協議会で3月に早速見学させていただきました。見学会の詳細につきましては、今号に取り上げておりますので、是非ご覧ください。なお、大変お忙しい中、貴重なお時間を割いて今回の見学会にご対応いただきました、(株)福果物流の古澤取締役部長に、改めて感謝申し上げます。
- ▶ 消費増税は平成31年10月まで延期となりましたが、その際、導入が予定されている軽減税率制度にスムーズに対応するためには、今から余裕をもって準備を進める必要があると思います。食流機構では「消費税軽減税率制度に関する全国説明会」を開催し、ポイントを分かり易く解説いたしますので、お近くの会場に是非ご参加ください。
- ▶ 今回の理事会において、事務局長が食流機構の織田専務理事に交代しました。新体制のもと、今後も生鮮 EDI の普及推進とともに、会員の皆様方への有意な情報発信に取り組んで参る所存でございますので、引き続きよろしく願いいたします。

(トンボ)

生鮮取引電子化推進協議会会報

第72号 平成28年6月発行

発行所 生鮮取引電子化推進協議会

〒101-0032 東京都千代田区岩本町
3丁目4番5号 第1東ビル6F

(公財)食品流通構造改善促進機構内

TEL：03-5809-2867

FAX：03-5809-2183

発行責任者 事務局長 織田哲雄

印刷所 株式会社 キタジマ